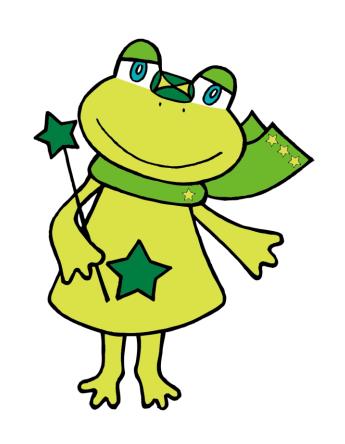
介護保険制度における 住宅改修の手引



令和3年3月版

韮崎市 長寿介護課 介護保険担当

目次

1.	介護保	R険制度における住宅改修の概要	1
	(1)	住宅改修における事前申請制度について	1
	(2)	支給対象者	1
	(3)	対象となる住宅	1
	(4)	必要性について	1
	(5)	対象となる住宅改修の種類	2
	(6)	住宅改修費の支給限度額	2
	(7)	支給方法にについて	2
	(8)	住宅改修費の支給の申請の流れ	3
	(9)	ケアマネジャーの留意点	5
	(10)	注意点	6
2.	住宅改	双修費の支給限度額	7
	(1)	3 段階リセット(1 回限り)	7
	(2)	転居リセット	7
3.	住宅改	文修の種類	9
	(1)	手すりの取付け	9
	(2)	段差の解消	11
	(3)	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	14
	(4)	引き戸等への扉の取替え	15
	(5)	洋式便器等への便器の取替え	17
	(6)	上記(1)~(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	19
4.	住宅改	攻修費支給支援事業(該当する場合のみ)	20
	(1)	支給対象者	20
	(2)	支給金額	20
	(3)	申請方法	20
	(4)	必要書類	20
5.	申請書	碁類の記入例	21
	(1)	償還払い	21
	(2)	受領委任払い	39
	(3)	委任状	49
	(4)	住宅改修支援事業手数料申請書	50
6.	申請書	類の留意事項	51
7.	Q&A		55
	(1)	企業保険住宅改修費支給に関する総合的た質問と同 <u>答</u>	55

	(2)	介護保険住宅改修費支給の改修工事の種類ごとの質問と回答66	
8.	参考	文献77	

1. 介護保険制度における住宅改修の概要

介護保険制度では、要介護認定等(要介護または要支援)を受けた方が行う、手すりの取付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったときは、市町村が本人の心身の状態や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、申請(工事着工前の事前申請及び工事完了後の支給申請)により対象工事費用(20万円を上限)の9割(または8割、7割)相当分が支給されます。

(1) 住宅改修における事前申請制度について

悪質な事業者が保険給付として適当でない住宅改修を行い、費用が支給されないことで本人との間でトラブルが生じていることや、申請書類上では対象可否等の判断が容易でない複雑なケースが増加しています。

そのため、本市では、工事を着工する前にあらかじめ韮崎市に申請書を届け出て、その確認を受ける事前申請制度を導入しています。要介護者の自立支援や生活行為の改善、介護者の負担軽減等のために実施するという社会保障制度の趣旨を十分ご理解いただき、要介護者の立場、その身体状況等にあった住宅改修をお願いします。

(2) 支給対象者

要支援1・2または要介護1~5の認定を受けている韮崎市の被保険者です。

※認定を受けていても入院中の方や施設サービスを受けている方は医療保険の併用などの 観点から原則対象となりません。

※長期入院や入所予定がある前に住宅改修を行うことは、必要性に疑義を生じやすいので 十分にご検討ください。

※転居予定先及び退院や入所中の方の在宅復帰を前提とした改修は、事前申請(相談)が可能です。その場合は、完了届提出時に転居(住民票の異動)や在宅復帰していることが条件となります。

(3) 対象となる住宅

対象被保険者の住民票上の住所地(被保険者証に記載の住所)で、かつ現に居住している 住宅です。また、高齢者に適したつくりとなっているはずの特定施設(軽費老人ホーム、養 護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則対象外です。 ※新築の場合は対象となりません。

(4) 必要性について

対象被保険者の心身の状態や住宅の状況から、<u>現時点</u>で生活に必要と認められる改修が 給付対象となり、支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である韮崎市が決定 します。

- (5) 対象となる住宅改修の種類
- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記①~⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※本人の心身の状況や住宅の状況等から生活環境を整えるために必要と考えられる適切な 内容・範囲においてのみ支給対象となるものであり、高価な材料を使用したり、必要以 上に広い範囲を支給対象として申請したりすることのないよう、適切な金額・工法で、 効果的な改修となる十分に検討してください。また、単に老朽化したことを理由に改修 する場合や本人の趣味嗜好等を目的とした改修は認められません。

(6) 住宅改修費の支給限度額

給付対象となる住宅改修にかかった実際の費用のうち、介護保険負担割合証に記載された割合による自己負担分を控除した額を給付します。対象となる費用の上限額は同一住宅で1人につき20万円です。

(7) 支給方法にについて

① 償還払い

保険給付対象工事(上限 20 万円以内)を一旦全額を本人が支払い、その金額から自己負担額である介護保険負担割合証に記載のある割合(1~3割)を差し引き、残りを保険給付として韮崎市から支払われる方法。

《注意》

• 退院・退所見込がなくなった場合、保険給付対象外となります。

② 受領委任払い

介護保険負担割合証に記載のある割合(1~3割)で保険給付対象工事(上限 20万円以内)の自己負担額を支払い、施工業者は残りの給付額を韮崎市から支払われる方法。 《注意》

- 介護認定において新規認定中、区分変更中の際は、利用者の介護度が確定していないため、**償還払い**での取扱いとなります。
- 在宅サービスの保険給付のため、入院中・入所中は償還払いとなります。
- 保険料滞納者については、**償還払い**等での取扱いとなります。

(8) 住宅改修費の支給の申請の流れ

住宅改修費の給付を受けるには、改修を行う前に長寿介護課に事前申請を行い、承認を得る必要があります。 承認を受ける前に行った改修は給付対象となりません。 改修後に住宅改修費支給申請を行い、改修前に承認を受けた内容どおりの施工が確認された後に給付が行われます。

① 打ち合わせ

要介護(支援)認定を受け、住宅改修のサービスを希望する被保険者は、ケアマネジャーに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

また、施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積り、図面、改修予定箇所の写真等の関係書類を依頼します。



- ※ 打ち合わせ時に、韮崎市の作成の「はじめての介護保険の住宅改修」を 必ず読むようにお願いいたします。
- ※ 施工業者との打ち合わせで工事の内容や着工を決めないようにしてく ださい。
- ② 事前申請(支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認します。)

次の書類を提出し、事前の申請を行います。

《償環払い》

- ☑ 韮崎市介護保険居宅住宅改修事前承認申請書
- ☑ 韮崎市介護保険居宅住宅改修理由書(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 介護保険住宅改修見積書(施工業者が作成します)
- ☑ 製品のカタログの写し
- ☑ 改修予定箇所の日付入りの写真
- ☑ 居宅サービス計画書の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 週間サービス計画表の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 住宅改修の承諾書(住宅所有者が被保険者本人以外の場合)

《受領委任払い》

- ☑ 韮崎市住宅改修費受領委任払制度に係る取扱誓約書 (初めて受領委任払を利用する施工業者が事前に提出)
 - ※事前に提出されているかの確認は長寿介護課介護保険担当までお問い合わせくだ さい。
- ☑ 韮崎市介護保険居宅住宅改修事前承認申請書(受領委任払用)
- ☑ 菲崎市介護保険居宅住宅改修理由書(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 介護保険住宅改修見積書(施工業者が作成します)
- ☑ 製品のカタログの写し
- ☑ 改修予定箇所の日付入りの写真

- ☑ 居宅サービス計画書の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 週間サービス計画表の写し(ケアマネジャーが作成します)
- ☑ 介護保険住宅改修費受領委任払同意書(介護保険住宅改修費受領委任払い用)
- ☑ 住宅改修の承諾書(住宅所有者が被保険者本人以外の場合)



※ 被保険者と申請者や受領者が異なる場合は、「委任状」を添付してくだ さい。

③ 現地調査

本人・家族・ケアマネジャー・施工業者の立会のもと、本人や家族から身体状況、住宅 環境等を聞き取ります。また、改修箇所を確認します。

なお、施工業者は調査前に改修箇所がわかるようにマスキングテープなどを貼り付けておいてください。



※ 現地調査時に承諾の結果は伝えません。

調査し、審査したうえで、結果を通知する流れとなっています。

④ 審査 (1週間程度かかります。)

審査は、改修の内容や見積書の内容等について提出された書類を確認し、現地調査の内容を含めて行います。

申請書類に不備があるときは、補正を求めますので、速やかに書類の修正、提出を行ってください。



※ 希望どおりの改修内容が給付の対象となるとは限りません。

⑤ 事前申請の承認

申請書類の審査後、韮崎市から本人宛へ着工許可の通知を郵送にて行います。通知の記載のある工事内容を確認し、その旨をケアマネジャーへご連絡ください。ケアマネジャーは施工業者に伝えてください。



- ※ 事前承認決定後に、工事内容・金額・施工業者等の変更、工事を取りや める場合には速やかにご連絡ください。
- ※ 工事完了後に変更があったことが判明した場合は、原則、給付対象外と なりますのでご注意ください。
- ⑥ 工事の着工・完了、工事費用の支払い

改修工事の実施後、施工業者へ代金を支払い、領収証を受取ります。



※ 施工後は、適宜担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為 の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してくだ さい。

⑦ 支給申請

次の書類を提出し、申請を行います。

《償還払い》

- ☑ 韮崎市介護保険居宅住宅改修支給申請書
- ☑ 領収証の原本
- ☑ 介護保険住宅改修費工事内訳書
- ☑ 改修箇所の日付入りの写真
- ☑ 介護保険住宅改修完了報告書

《受領委任払い》

- ☑ 韮崎市介護保険居宅住宅改修費支給申請書(兼受領委任状)
- ☑ 領収証の原本
- ☑ 介護保険住宅改修費工事内訳書
- ☑ 改修箇所の日付入りの写真
- ☑ 介護保険住宅改修完了報告書(受領委任払用)



※ 領収証の原本の返却を希望される場合は、あらかじめコピーと一緒にご 提出ください(コピーのみの提出は不可)。

⑧ 支給決定

住宅改修費の給付を行います。

《償環払い》

本人へ決定通知書を送付し、支給申請書に指定された金融機関口座へ振込みをします。 《受領委任払い》

本人、施工業者へ決定通知書を送付し、施工業者が提出する請求書に指定された金融機 関口座へ振込みをします。

- ☑ 介護保険居宅住宅改修費受領委任払請求書
- ☑ 債権者登録申請書(法人用)(初めて韮崎市から指定した口座に支払を受ける場合の み)

(9) ケアマネジャーの留意点

- ・ 介護保険法による住宅改修は、ケアマネジャーの専門的な視点から判断した、被保険者に必要な改修であり、厚生労働大臣が定める種類の住宅改修のみが支給対象となります。施工業者、被保険者及び被保険者の家族の要望だけでは、支給対象とならない場合があります。そのため、まず被保険者及び被保険者の家族と十分に協議を行ったうえ、関係業者の協力を得て進めてください。
- ケアマネジャーは、住宅改修に関し、被保険者の心身の状況、日常生活上の行動経路、 住宅の状況及び福祉用具の導入状況など総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事内容、 箇所を検討してください。
- 事前協議時と改修内容や改修箇所が変わっていた場合、支給申請時に介護保険対象外

となることがあります。改修工事の変更については必ず長寿介護課介護保険担当へご 連絡ください。

(10) 注意点

• 事前申請について

事前申請は住宅改修の内容等が保険給付の対象となるものかを事前に確認するためで、 **支給を確約するものではありません**。

• 介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について

介護認定中または入院中や施設入所中の方の、事前申請による事前承認後の工事着工は 可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります(一時 帰宅中の支給申請は認めまれません)。そのため、認定結果が「非該当」の場合は、住宅改修 費の支給を受けることができなくなります。また、退院・退所の中止等により、申請中の住 宅に居住できなくなった場合には、住宅改修費用の全額(退院後に再入院し、退院が中止に なった場合には、再入院以降の工事金額)を自己負担していただくことになります。

• 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

• 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)、または改修理由が老朽化や器具の故障等の 場合は、支給対象になりません。

• ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、**複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保 険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないよう申請してください。**

支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、**保険者である韮崎市が決定します。同じ工事内容でも保険者ごとに判断が異なる場合があります。**

2. 住宅改修費の支給限度額

住宅改修費は、韮崎市が必要であると認めた住宅改修にかかった実際の費用のうち、介護 負担割合証に記載された割合による自己負担分を控除した額を給付します。ただし、同一住 宅で1人につき20万円の上限が設定されています。

※被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族などによって住宅改修が行わる場合は 材料費のみが対象となります。

また、20 万円未満の工事を行い、残額がある場合は、残額分について次回の住宅改修時に支給対象として申請できます(例えば、初回の住宅改修費用が5万円の場合、次回の住宅改修時には15万円までが対象となります)。

なお、保険料滞納による給付制限(自己負担3割~4割)は、住宅改修費の給付にも適用 されます。

《支給限度額の特例》

(1) 3段階リセット(1回限り)

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。ただし、着工日の要介護等状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。なお、適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は20万円のみとなります。

初回の住宅改修時の要介護区分	追加の住宅改修時の要介護区分
経過的要介護・要支援 1	要介護3(第4段階)
(第1段階)	要介護4(第5段階)
(第1权陷)	要介護 5 (第 6 段階)
要支援 2・要介護 1	要介護4(第5段階)
(第2段階)	要介護 5 (第 6 段階)
要介護 2	要介護 5(第 6 段階)
(第3段階)	安川設 3(第 6 权陷)

例:要介護 1 (20 万円利用) →要介護 3 (利用不可) →要介護 4 (20 万円利用可) 要介護 1 (10 万円利用) →要支援 1 (10 万円利用) →要介護 3 (利用不可) 要介護 1 (20 万円利用) →要介護 4 (改修せず) →要介護 3 (利用不可)

(2) 転居リセット

転居した場合は支給限度残額が20万円に戻ります。ただし、住宅改修費の支給を受けた

後に他の家屋へ転居し、その後、住宅改修の支給を受けた家屋に戻った場合は、最初の家屋 の支給限度額が適用されます。

例:住所 A (20 万円利用) →住所 B (20 万円利用) →住所 C (20 万円利用) 住所 A (20 万円利用) →住所 B (20 万円利用) →住所 A (利用不可) 住所 A (5 万円利用) →住所 B (10 万円利用) →住所 A (15 万円利用) ※(1)、(2)とも、残金があっても、上限額は一律 20 万円となります。

3. 住宅改修の種類

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類及びその留意事項は次のとおりです。

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動または移乗動作が本人の身体の現状維持や改善に役立てることを目的として設置するものです。

手すりを取付けるための壁の下地補強も対象になります。

《事例》

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○ 居室内の手すり	× 福祉用具貸与の対象となる手すり
(居間、トイレ、浴室、玄関、階段等)	× 敷地外の手すり
○ 敷地内の手すり	× 手すりの機能外の付加部分
(玄関ポーチ、門扉までの通路等)	(紙巻器付き手すりの紙巻器部分等)
○ 手すりの付け替え、移設	× 扉や家屋に固定されていない家具への
(身体状況に合っていない場合)	手すりの設置
	× 既存手すりの老朽化、汚損による取替
	× 集合住宅の共用部分の手すり

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

• 部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

• 両手すりの設置

通常は、片手すりを設置することとしていますが、身体状況等により両手すりを設置しなければならない場合、その必要性を明確にする必要があります。

- 表面が金属の手すり設置(ステンレス製屋外手すり等) 日なたでは高温になるためヤケドすることがあり、日陰では冷たく心臓の負担となることがあります。
- 跳ね上げ、着脱式の手すりの設置 使い方を誤ると可動部分を原因とする事故や故障が起こる可能性があります。説明書ど おりの操作を期待できる状況が必要です。
- 壁付やL型以外の手すり端部

横手すりや階段手すりの端部が突き出している場合、衣類の袖口等に引っかかり転倒の 原因となることがあります。

• 付加機能付きの設置する

ベンチ付き手すり、ペーパーホルダー付き手すり、シャワーハンガー付き手すりなど、保 険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合は、見積書作成時に対象部分と対象外 部分の費用を区分する必要があります。区分できない場合は支給対象外となります。

• 支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差や玄関から道路までの通路等の 床段差または傾斜を解消するものです。具体的には、敷居の撤去、スロープの設置、浴室の 床のかさ上げ等を想定しています。また、昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を 解消する機器は除きます。

《事例》

○ 給付対象となるもの × 給付対象とならないもの × 福祉用具貸与の対象となる「スロープ」 ○ 敷居の撤去 ○ スロープの設置工事 または特定福祉用具の購入の対象となる ○ 浴室の床のかさ上げ 「浴室すのこ」を置くことによる床段差 ○ 居室、廊下のかさ上げ の解消 ○ 玄関上り框等の段差に踏み台を固定設 × 段差解消を伴わない階段踏み面の拡張 × 踏み台、スロープを固定せず、置くこ 置する工事 ○ 浴槽の取替え とによる段差解消 (またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底 × 昇降機、リフト段差解消機等の動力に の高低差が軽減される場合) より段差を解消する機器を設置する工事 ○ 段差の段数を増やして段の高さを軽減 × 掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事 する工事 × 破損や老朽化による段差の修繕 ○ 玄関から敷地外までの通路の敷石によ × 必要性の整合が取れない段差解消 る凹凸をモルタル等で平坦にする工事 (同一動線上の複数の段差において、段 ○ 路面が傾斜で車いす等での通行に支障 差解消の有無がある等) がある場合に路面を水平にする工事 × 浴槽を広くする目的での浴槽の取替え × いす、腰掛け台の設置 × 浴室の工事で対象外となるもの (給湯器、風呂釜、水洗金具、洗面台、 鏡、収納の取替え、スライドバー付きシ ャワーフックの取付け)

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

• 必要以上の幅員に対する段差解消

踏み台や通路において通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。韮崎市においては、目安として、単独歩行で1000mm、車いすで2000mm程度を認めています(本人の状況により個別に判断します)。

※介助者がいても 2000mm を超えることが想定されないため。

- 居室や廊下の床かさ上げ 敷居撤去やスロープの設置等で対応できない場合に限り、給付対象となります。
- 浴室床かさ上げ

床をかさ上げすることにより浴室床と浴槽底の段差が大きくなると、浴槽出入り時にバランスを崩し転落しやすくなります。

• 浴室すのこを床材として利用することによる浴室床かさ上げ 住宅改修で利用するには、すのこを容易に取り外しができないよう、工事により固定する 必要があります。固定すると浴室床の掃除が難しくなり、衛生上の問題が生じることがある ため、特定福祉用具購入での利用をお勧めします。

• 浴槽の取替え

通常、福祉用具の活用もしくは浴室床かさ上げ工事で対応するが、それでもなお段差解消できなかった場合に、ケアマネジャー等が技術的に浴槽交換以外の方法で段差解消ができないと判断した場合のみ支給対象となる。

• 階段の踏み板を広げる

単なる拡張は対象外。本人の自立支援に即していると判断できる場合は「傾斜の解消」として可能となる。

上り框を広げる

単なる拡張は対象外(昇降の段差が解消されていないため)。車いす、歩行器、杖の利用 者で、自立支援にあたり脱輪や転落の危険があると判断できる場合は支給対象となる。なお、 理由書に既存の広さや本人の自立移動に必要な広さを記載すること。

• 床のかさ上げや床材変更時の対象外部分について

床のかさ上げや床材変更を行う場合で稼働させることがないと考えられるものが置いてある部分、または改修後置く予定のある部分は対象外とします。見積書作成時に対象部分と対象外部分の費用を区分する必要があります(事前のご相談ください)。

(例) 台所の冷蔵庫、玄関の下駄箱、脱衣所の洗濯機等の設置部分

• 支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

• 「浴槽の取替え工事」と「すのこ設置・踏み台設置(福祉用具購入)」 段差の解消工事として、「浴槽の取替え」を行う場合、「浴室内すのこ」や「浴槽内すのこ」、 「踏み台として使用する入浴台」の福祉用具購入は、原則保険給付として認められません。 「浴槽の取替え」、「すのこ」、「踏み台」は、利用者の浴槽の跨ぎ(出入り)動作を安全・ 容易に行うための共通目的があるため、併用することは想定されていません。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きからフローリング材、浴室においては床材の滑りにくいものへの 変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定しています。

《事例》

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○ 畳から板製床材、ビニール製床材等へ	× 老朽化及び破損による床材の張り替え
の変更	× 同じ材質への床材の張り替え
○ 浴室床材を滑りにくい床材に変更	(木製板材から木製板材等)
○ 屋外通路を滑りにくい舗装材に変更	× 転倒時のけが防止を理由とする柔らか
○ 階段への滑り止め材の固定設置	い床材への変更
○ 滑り止め材の塗布	× 浴室用滑り止めマットの設置
○ 玄関に滑り止めマットの設置	× 取り外すことを前提として簡易に設置
(滑り止め融雪マットの電源工事は対象	するもの
外)	× 通路の新設に該当する工事

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

• 部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

• 必要以上の幅員に対する床材変更

通路においては通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。韮崎市においては、目安として、単独歩行で1000mm、車いすで2000mm程度を認めています(本人の状況により個別に判断します)。

※介助者がいても 2000mm を超えることが想定されないため。

- 滑り止めテープの貼付け 十分な耐久性があるか確認が必要です。
- 支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含みます。また、扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事も対象です。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は、保険給付の対象となりません。

《事例》

○ 給付対象となるもの × 給付対象とならないもの ○ 開き戸から、引き戸、折戸、アコーディ × 老朽化による取替え、修理 オンカーテンへの取替え × 直接本人が使用しない扉 ○ ドアノブの変更 × 引き戸等の新設 (玉ノブをレバー式等に変更) × 引き戸への変更の際に自動ドアにする ○ 戸車、レールの設置、取替え 場合の動力関係部分 ○ 扉の吊り位置変更 × 破損によるけがを防ぐための扉ガラス ○ 扉の撤去 部分の材質変更 ○ 門扉の取替え × 引き戸に取っ手を付けたい ○ 扉の新設(扉位置の変更等に比べ、費 (手指の関節等に支障があり通常の取っ 用が低下に抑えられる場合に限る) 手では足りない場合に限り専門のケアハ ンドルをつけることは可) × 万が一に備えて開き戸を折戸に取替え (単に便利だとか、緊急時のためだけと いう理由では対象外) × 間口の拡大 × 雨戸の取替え × 水道蛇口、水洗金具等の交換

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

• 部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

- 重い引き戸から軽い引き戸への変更 他に方法がない場合のみ給付対象となります。
- 扉位置の変更 単に間口を広げるのは対象外。車いすや歩行器利用者である自立支援に即している場合

に限る。

• 支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算 出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器等への便器の取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合を想定しています。和式便器から暖房機能及び洗浄機能等が付帯されている一体式の洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合、これらの機能の付加のみは対象になりません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化にかかる部分の費用は、保険給付の対象となりません。

《事例》

○ 給付対象となるもの × 給付対象とならないもの ○ 和式便器から洋式便器(一体型として × 特定福祉用具購入の対象となる「腰掛 洗浄機能等が付加されたものを含む)へ 便座」を置くことによる設置 の取替え × 洋式便器の便座を洗浄機能等が賦課さ ○ 便器の取替えに伴う床、壁の解体、床 れた便座へ取替えるもの の修復工事 × 水洗化または簡易水洗化にかかる費用 ○ 既存の便器の位置や向きの変更 × 洗浄便座一体型便器設置に伴う給排 水、電気工事 × 洋式便器から洋式便器への取替え × 既存の和式便器はそのままで、新規に 洋式便器を設置 × 既存の便器を壊し、別の場所に洋式便 器を設置

次の事項に該当する場合は、計画にあたって十分な検討をお願いします。

部材の選択

家のイメージに合わない等の理由で、必要以上に高価な部材を希望される例が見受けられます。介護保険制度での住宅改修については、制度の性質上必要最低限の機能を満たす部材での工事をお願いしています。

- 和式便器から洋式便器への取替え 洗浄機能等が付加された便座を選択する場合、洗浄機能等が身体状況からみて必要性が あるかどうか。
- トイレの移設に伴い和式便器を洋式便器に取替える場合 便器及びその設置費用のみ給付対象となります。元のトイレが残る場合は取替えではな く新設となるので給付対象となりません。
- 住宅改修後の福祉用具購入 「和式便器から洋式便器の取替え」を行った後に、「補高便座」を購入しても、原則福祉

用具購入費の支給対象と認められません。

- 福祉用具購入後及び既存腰掛便座(サニタリエース)の設置後の住宅改修 腰掛便座(サニタリエース)を福祉用具として購入し保険給付を受けた場合や、自費購入 を問わず既に腰掛便座を設置した状態からの洋式便器への住宅改修工事は基本的に支給対 象と認められません(洋式便座と同様の排泄動作であるため)。
- 支給対象外工事を併せて行う

見積書作成時に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。区分できない場合は支給対象外となります。

(6) 上記(1)~(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 付帯工事は最低限必要な部分のみです。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強。

② 段差の解消

浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目 的とする柵や立ち上がりの設置。

③ 床または通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更の路盤の整備。

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事。

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化、簡易水洗化に係るものを除く)、床材の変更。

4. 住宅改修費支給支援事業 (該当する場合のみ)

住宅改修費申請時に必要書類「住宅改修が必要な理由書」については、居宅介護(介護予防)支援の一環として、担当する介護支援専門員が作成することとされています。しかし、介護保険サービスの中で住宅改修しか利用しない被保険者については、居宅介護(介護予防)支援が行われていないため、理由書の作成者を確保するのが困難な場合が想定されます。このため、居宅介護(介護予防)支援の提供を受けていない被保険者に係る理由書を作成し、住宅改修に係る適切なマネジメントが行われていると認められる場合に、作成者の勤務する事業所等に対して、作成経費として住宅改修費を支給することとします。

(1) 支給対象者

指定居宅介護支援事業所等で、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない居宅介護被保険者等または居宅介護支援の提供を受けていない居宅要介護被保険者等に対して、住宅改修理由書を作成した次のいずれかに該当する者。

- ① 介護支援専門員
- ② 福祉住環境コーディネーター(2級以上)
- ③ 理学療法士
- ④ 作業療法士
- ⑤ ①~④以外に、市長が特に認めた者
 - (2) 支給金額

1件あたり2,000円

(3) 申請方法

住宅改修着工後、申請書を窓口に提出する。

(4) 必要書類

• 韮崎市介護保険住宅改修支援事業手数料申請書

5. 申請書類の記入例

(1) 償還払い

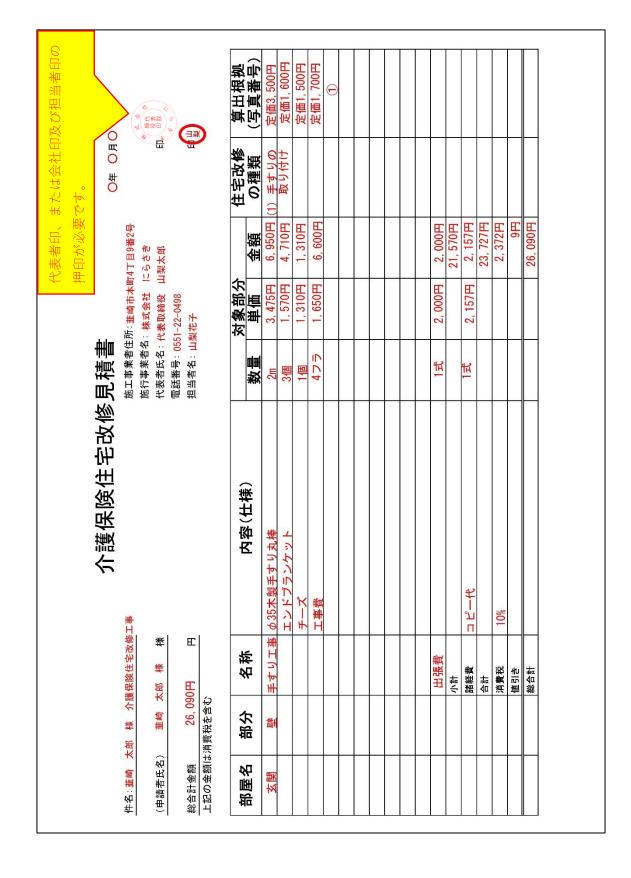
	韮崎市介護保険	居宅住宅改修事	前承認申請書	ŧ	
フリガナ	ニラサキ タロウ	保険者番号		1 9 2	2 0 7
被保険者氏名	韮崎 太郎	被保険者番号	0 0 0 0	0 1 2	2 3 4
生年月日	明·大曜〇年〇月〇日	性別	⑨	· 女	
住所	〒407-8501 韮崎市水神1丁目3番	1号	電話	番号 055	51-22-11
住宅の所有者	韮崎 小太郎		本人との問		長男)
	① 手すりの取り付け 2 床段差の解消	業者名	株式会	社 にら	さき
改修の内容 (Oをつけて ください。)	3 床材の変更 4 扉の取替え	着工予定日	O 年	〇月	OB
	5 便器の取替え 6 その他付帯工事	完成予定日	〇 年	〇月	OB
改修予定額		20, 000		円	
の申請	リスポープ 見積書」 かとおり、関係書類を添えて をします。	の金額を記載 居宅介護(介護予防 を記載してく)住宅改修費支統 ださい。	合の事前承	
(被保険者)	^{) 住所} <mark>韮崎市水神1</mark> 氏名 韮崎 ;	太郎	電話番号		
	①住宅改修が必要な理			- 13 XIX	
	②工事費見積書(工事の		の)		
必要添付書類		10. 22 0.000.00 0.000			
	④居宅サービス計画書	の写し			
	⑤所有者の承諾書(住宅	€の所有者が被保険者	首本人と異なる場	合に限る。)	

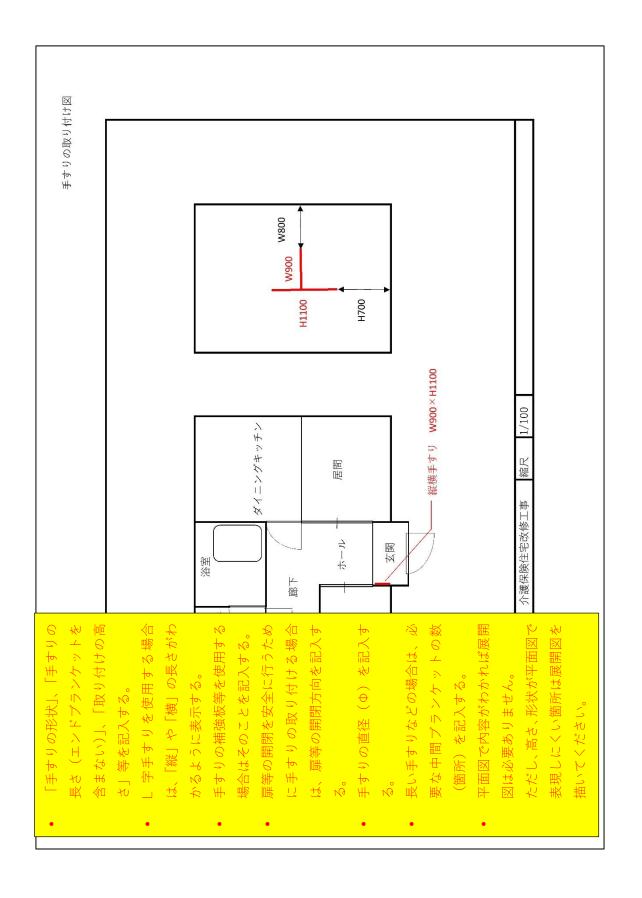
韮崎市介護保険居宅住宅改修理由書

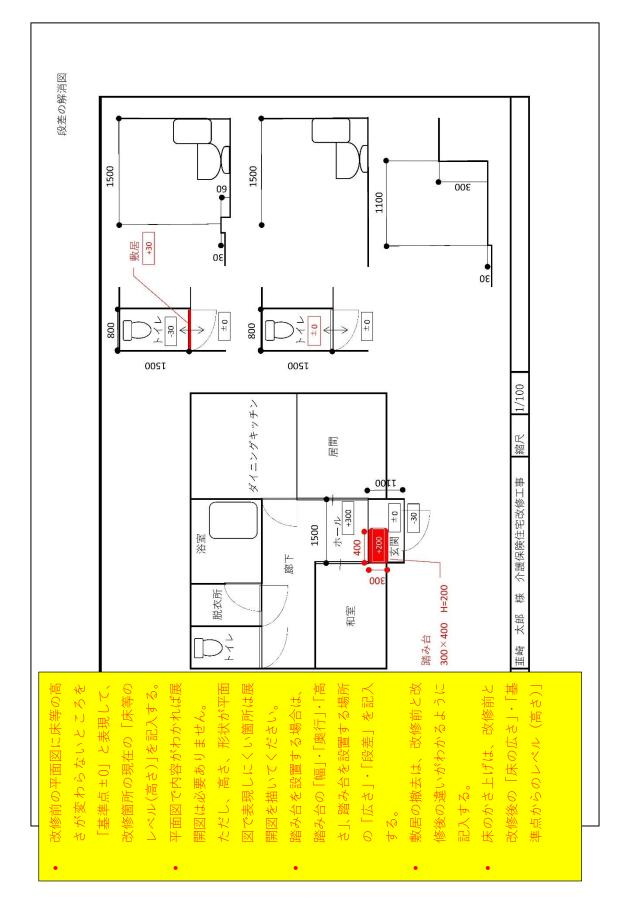
フリガナ	ニラサキ タロウ	保険者番号	9					1	9	2	0	7	0
被保険者氏名	韮崎 太郎	被保険者番号	-	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
生年月日	明・大曜○年○月○日	性別					B	×	3	ζ			
住所	〒 407-8501 韮崎市水神1丁目3番	1号				電	話者	番号	0!	551-	-22	-11	11

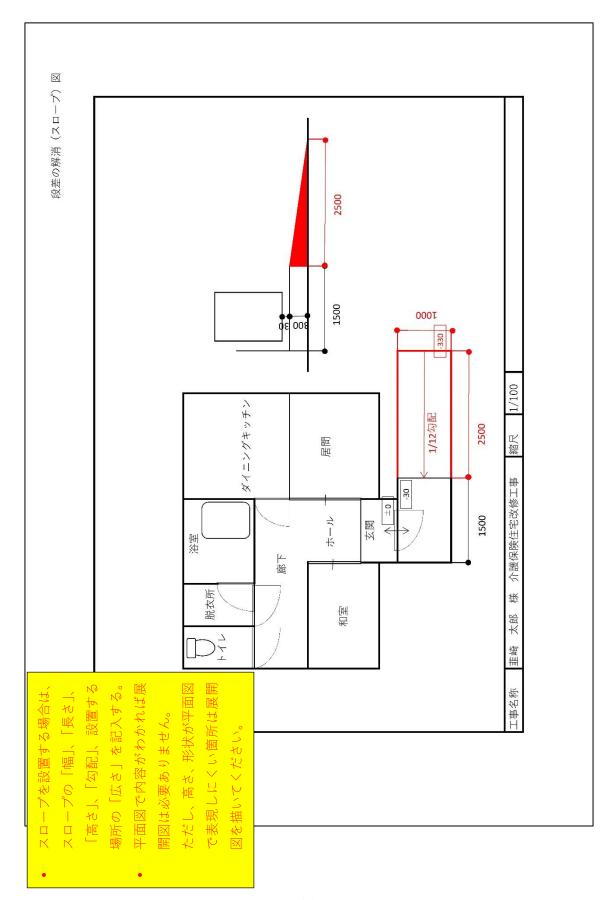
住宅改修の 種類	設置及び改修場所	住宅改修の必要性及び選定理由 (被保険者の身体状況・家屋の状況・改善の効果)
1)手すりの取り付け	【記載	載してほしいポイント】
	•	立ち上がりやバランスの保持、移動といっ
2. 段差の 解消	7	た生活動作に関する身体状況
1000	<u>•</u>	屋内の及び屋外での移動(自立歩行、つた
3. 滑りの防止及 び移動の円滑 化等の為の床	U	い歩き、介助歩行、歩行器利用など)
材の変更	• 1	各種介護サービスだけ で なく、家族の介護
4. 引き戸等への		犬況
扉の取替え	• 5	見守り程度の状況であっても、その内容
5. 洋式便器等 への便器の	• <u>1</u>	主宅改修によって利用者や家族は、現在の
取替え	Ē	喜らしをどのように変えたいのか、あるい
6. 上記の住宅 改修に付帯	l	は継続していきたいかを専門職の判断を踏
して必要となる住宅改修	=	まえたうえで、総合的に記述

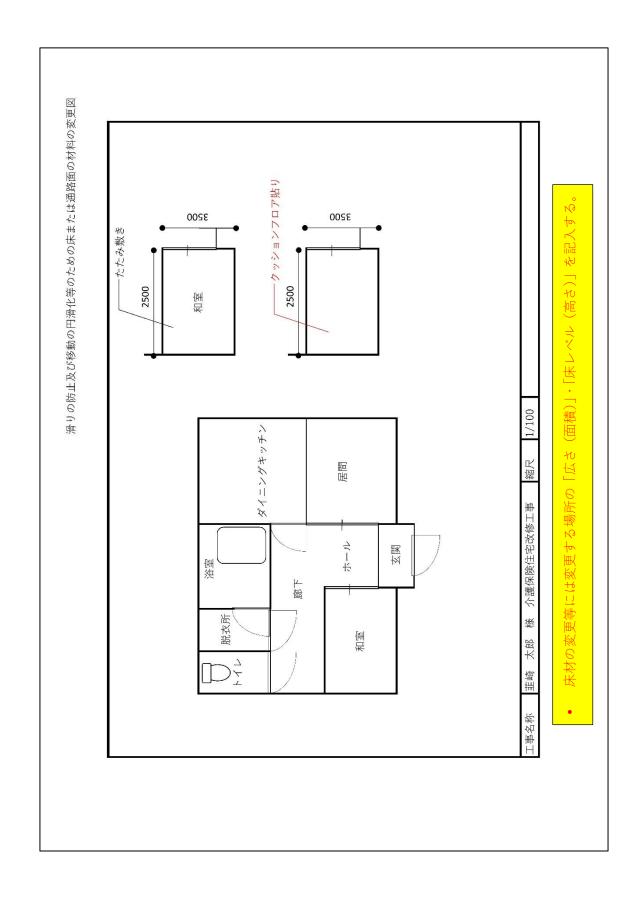
	事業者名	にらさき 居宅介護支援事業所
理由書 作成者	住 所	〒 407-0024 韮崎市本町 3丁目6番3号 電話番号 0551-23-4313
	氏 名	介護 花子

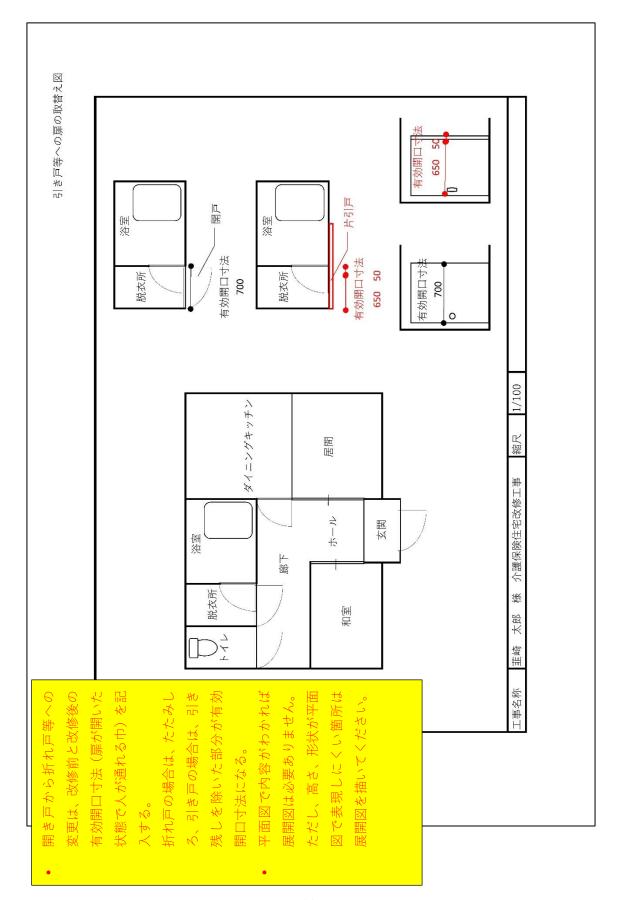


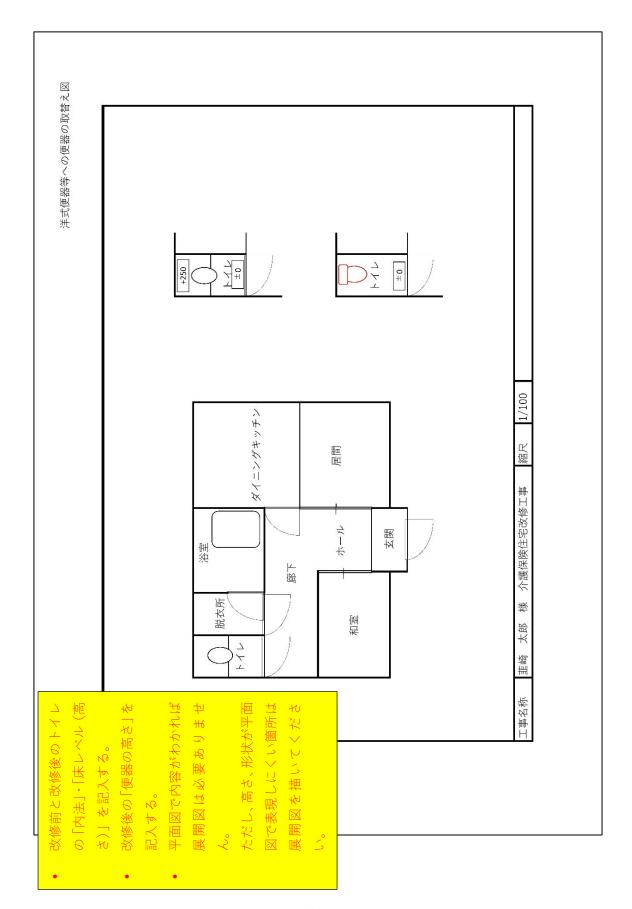


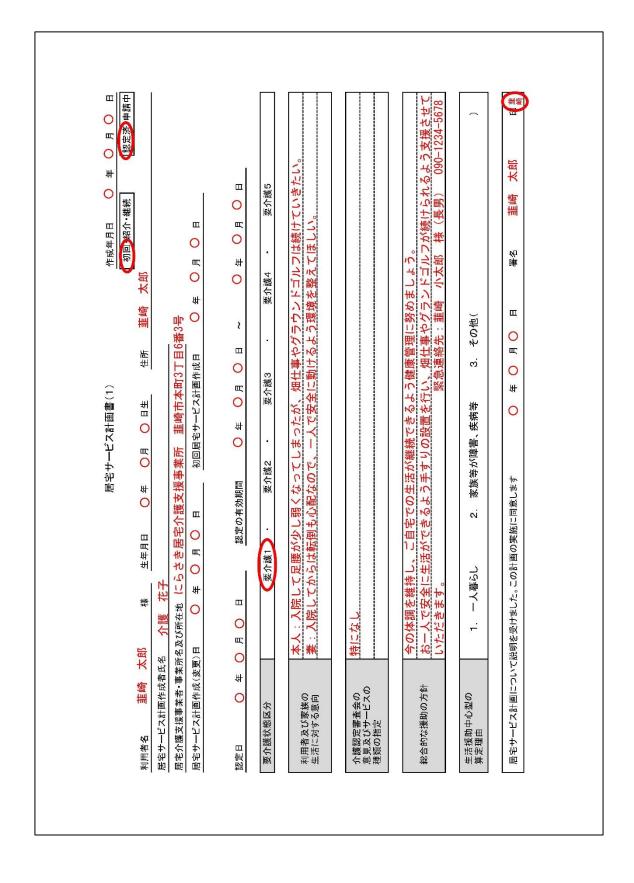




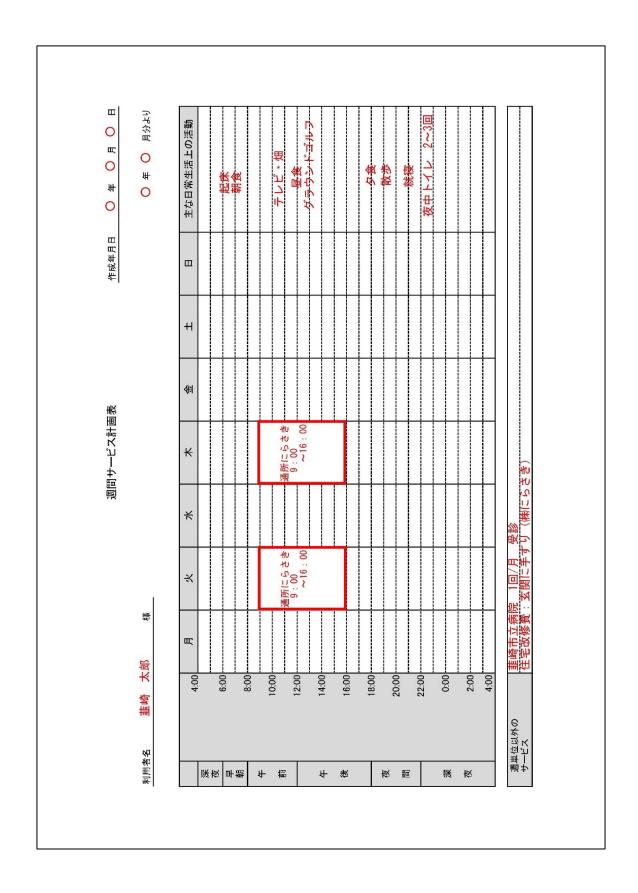


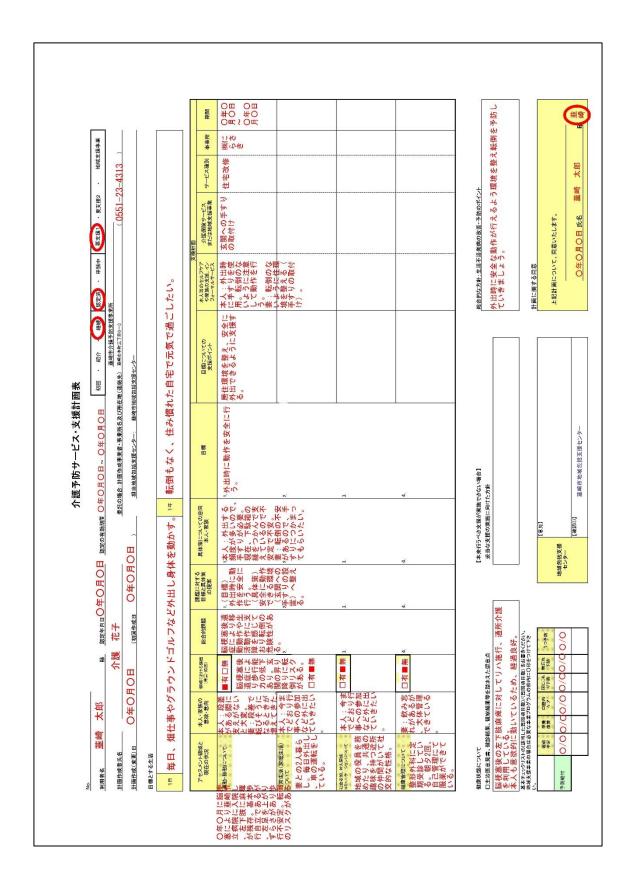






		期間	0/0/ <u>0</u>	0/0/0	
		頻度	伸	1回/月	
£		*2	(表) さら で さな	菲崎市立病院	
i d	-	サービス種別	住宅改修費	∀	
	-	*	0	° C FX	_
		サービス内容	安全に外に出られるよう、手すりを設置する。	凍 類を で の が で に 服 用 す る。 の。 り に に 形 が で に に 形 で に に 形 で に に 形 る 。 の。 で の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	CはO印を付す。
		(期間)	0000	0~0	スミンしい
 	- 1 4	短期目標	角仕事を続ける ことができる。	定期的に体調の 確認を行い、元 気でいることが できる。	保険給付対象内サービご。
		(期間)	0 2 0	0~0	ついて、1記入する
韮崎 太郎 様	İ	長期目標		あるななななないとというない かんとう とうしょく とうない かんしゃく かん はい はい はい はい はい はい ない ない ない ない はん	
	年活生表の解決する主義の問題	(=- -	自分の事は自分でしたい。今できることを維持したい。 たい。	入院しないよう に 元 気で過ごし たい。	 ※2「当該サービス提供







住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住所	韮崎市水神1丁目3番1号 	
氏名	韮崎 小太郎	
	住宅所有者の押印が必要です。	

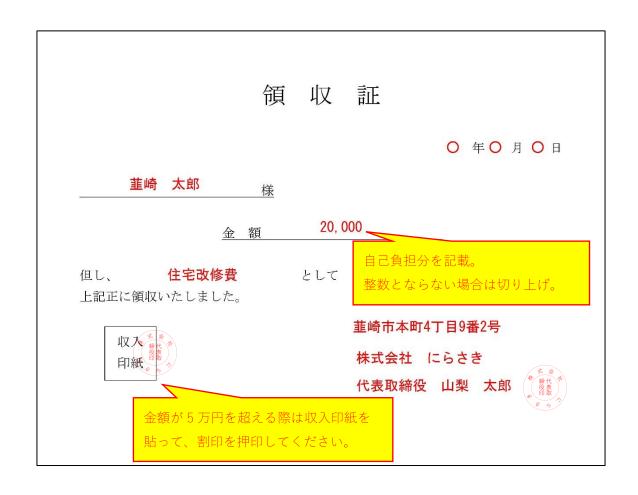
私は、下記表示の住宅に<u>韮崎太郎</u>が

別紙「介護保険住宅改修事前承認申請書」の住宅改修を行うことを 承諾いたします。

住宅改修を行う住宅の所在地

<u>菲</u>崎市 <u>**菲崎市水神1丁目3番1号**</u>

	韮崎市介護保隊	居宅住宅改作	§費支給申	請書			
フリガナ	ニラサキ タロウ	保険者番号			1 9	2 0	7
被保険者氏名	韮崎 太郎	被保険者番号	0 0	0 0	0 1	-	3 4
生年月日	明大昭〇年〇月〇日	性別		侽	- 女		
住所	- 407-8501						
0	韮崎市水神1丁目3番	針号		電話番	号 055	51-2	2-1
	1) 手すりの取り付け 2 床段差の解消	業者名	株	式会社	12 8	ささる	÷
改修の内容 (Oをつけて ください。)	3 床材の変更 4 扉の取替え	着工日	0	年 () 月	C) 日
\//	5 便器の取替え 6 その他付帯工事	完成日	0	年 () 月	0	日
改修額	6 (WIBITIDE #	20, 000			円		
O 年(〇月〇日付で決定のありま 関係書類を添えて居宅介護(「介記 〇月〇日 通知記) 住所 <u>韮崎市水神</u> 1丁	護保険住宅で 書の発送日 ₋ 目3番1号	牧修費支 を記載 電話番	給申請 してく	事前	i審i い。	查結
ので、 ので、 (被保険者	〇月〇日付で決定のありま 関係書類を添えて居宅企業(「介記 〇月〇日 通知記) 住所 韮崎市水神1丁 氏名 韮崎 太	護保険住宅で 書の発送日_ 目3番1号 郎 『	数修費支 を記載 電話番	給申請 してく	事前 ださ 0551-	i審証 い。 22-1	111
○ 年 (被保険者 住宅改修費を	受用 〇日付で決定のありま 関係書類を添えて居宅介護(「介記 の月 〇日 通知記 の住所 韮崎市水神1丁 氏名 韮崎 太 下記の口座に振り込んでくださ 銀行 農協	護保険住宅で 書の発送日」 目3番1号 郎 F (数修費支 を記載 電話番	給申請 してく	事前 ださ 055T-	i審証 い。 22-1	主 紀 1 11
日本ので、 (被保険者) 住宅改修費を にらる	回り 日付で決定のありま 関係書類を添えて居宅介護(の) 月 日 通知	護保険住宅で 書の発送日」 目3番1号 郎 ・	牧修費支 を記載 電話番 被保 種別	給申請してく 号 険者の	事前 ださ 055T-)押印	下 い。 22-1	主 紀 1 11
日本 (被保険者) (本保険者) (本保険者) (こらる金) (こらる金) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	回月 日付で決定のありま 関係書類を添えて居宅介護(の 介) 月 日 通知: 1 住所 韮崎市水神1丁 氏名 韮崎 太 下記の口座に振り込んでくだる 銀行 農協 信用組合 融機関コード	護保険住宅で 書の発送日 目3番1号 郎 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	牧修費支 を記載 電話番 被保	給申請してく 号 険者の	事前 ださ 055T-)押印	下 い。 22-1	111
ので、 (被保険者 住宅改修費を 振込口座	回り 日付で決定のありま 関係書類を添えて居宅介護(の の 月	護保険住宅で 書の発送日 目3番1号 郎 「	牧修費支 を記載 電話番 被保 種別 音遍預金 2 当座預金	給申請してく 号 険者の	事前 ださ 055T-)押印	下審議 い。 22-1 「が」 E番号	111



代表者印、または会社印及び担当者印の 定価1,600円 定価1,500円 定価1,700円 算出根拠 (写真番号) 定価3,500円 Θ は、海辺市 34 日報 大米殿 55 日本 白の野 世 住宅改修 の種類 (1) 手すりの取り付け 押印が必要です。 4,710円 2,000円 23,727円 2,372円 6,950円 9円 2,157円 26,090円 施工事業者住所: 韮崎市本町4丁目9番2号 1,310円 6.600円 21,570円 金額 施行事業者名:株式会社 にらさき 代表者氏名: 代表取締役 山梨太郎 対象部分単価 3,475円 1,570円 1,310円 1,650円 2,000円 2,157円 電話番号: 0551-22-0498 介護保険住宅改修工事費内訳書 担当者名: 山梨花子 1個 4フラ 数量 其 2m 3個 五 内容(仕様) め35木製手すり丸棒 エンドブランケット コピー休 **チーズ** 工事費 10% 様 介護保険住宅改修工事 操 E 手すり工事 名称 出張費 諸経費 消費税 値引き 総合計 十二 中二 26,090円 韮崎 太郎 上記の金額は消費税を含む 部分 古書 件名: 韮崎 太郎 (申請者氏名) 部屋名 総合計金額 玄関

「申請日」を記載してください。

(あて先)韮崎市長

介護保険住宅改修完了報告書

○ 年 ○ 月 ○ 日に申請しました下の住宅改修が完了しましたので報告します。

「韮崎市介護保険居宅住宅改修事前承認申請書の申請日」を 記載してください。

被保険者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
被保険者氏名				韮	崎 ;	太郎				
住宅の所在地			韮嶋	市力	〈神1	丁目:	3番15	3		
着工日			()	年	0	月	0	日	
完了日			(C	年	0	月	C	日	

(2) 受領委任払い

第1号様式(第3条関係)

韮崎市住宅改修費受領委任払制度に係る取扱誓約書

(あて先) 韮崎市長

O 年O J OH

住 所 **韮崎市本町4丁目9番2号** 事業者名称 **株式会社** にらさき

代表者氏名代表取締役 山梨 太郎 印 常義

ム制度に関して、下記の各事項を遵守することを誓約し

韮崎市介護保険住宅改修費受領委任払制度に関して、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

(基本的事項)

- 1 平成11年3月31日厚生労働省告示第95号に定められた介護給付費の対象となる住宅 改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令、通達、及び菲崎市の要綱等 を遵守すること。
- 2 事業にあたっては、崩崎市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療 サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(住宅改修の施行等)

4 要介護等被保険者より介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修承認決定通知書を受領した旨の連絡があった場合、連やかに当該通知書に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施行に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施行すること。

(指導・調査等)

5 市長が必要があると認めた住宅改修の支給に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

(苦情処理等)

6 居宅要介護等被保険者から住宅故修の施行に関し、苦情又は相談があった場合、居宅要介護等被保険者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

7 住宅改修の施行に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者等の 生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者等 に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

8 事業者及びその職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の個人情報を保持すること。職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

9 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

直	藝術市介護保険居宅住 9	宅改修事前承認!	申請書(受領委任払用)							
フリガナ	ニラサキ タロウ	保険者番号	1 9 2 0 7 0							
被保険者氏名	韮崎 太郎	被保険者番号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5							
生年月日	明·大昭〇年〇月〇日	性別	③ · 女							
住所	〒407-8501 韮崎市水神1丁目3番	1号	電話番号 0551-22-1111							
住宅の所有者	韮崎 小太郎		本人との関係(長男)							
	手すりの取り付けた段差の解消	業者名	株式会社 にらさき							
改修の内容 (Oをつけて ください。)	3 床材の変更 4 扉の取替え	着工予定日	○年○月○日							
	5 便器の取替え 6 その他付帯工事	完成予定日	〇年 〇月 〇日							
改修予定額		20, 000	H							
の申請	かとおり、関係書類を添えてをします。	居宅介護(介護予防を記載してく	してください。 5)住宅改修費支給の事前承認 ください。 電話番号 0551-22-1111							
		被保	険者の押印が必要です。							
①住宅改修が必要な理由書 ②工事費見積書(工事の内訳が記載されたもの) 必要添付書類 ③住宅改修工事着工前の写真(撮影日の記録されたもの) ④居宅サービス計画書の写し ⑤所有者の承諾書(住宅の所有者が被保険者本人と異なる場合に限る。)										

	韮崎市介護保険	居宅住宅改修理由	書(受領	委任払	用))					
フリガナ	ニラサキ タロウ	7 保険者番号			1	9	2	0	7	0	
被保険者氏名	韮崎 太郎	被保険者番号	0 0	0 0	0	1	2	3	4	5	
生年月日	明・大昭〇年〇月〇) 日 性別		(男		3	ل		•		
住所	〒407-8501 韮崎市水神1丁目	3番1号		電話	番号	0	551-	-22	-11	11	
住宅改修の 種類	設置及び改修場所	住宅さ (被保険者の!		要性及び 家屋の状			の効	果)			
手取りのけけ 2. 床解消 3. が移等ののある更 4. 引尿の動の変更 戸取 が上でのである。 では、		【記載立た屋い各状見住暮はました屋のき介り改し続たりなし続た	り作び介サー度にどてやに屋助ーーのよのい	「すで行え、	- ス身多よナーを目覧か- の体動行て 一っ者えを		況自利くも家い門	立 ま 変 を 変 が に 変 の が	まな マイナン また また	、) の 内 現 あ	つた 介 容 在 る い
理由書 作成者	事業者名 住 所 氏 名	にらさ 〒 407-0024 韮崎市本町3丁目	16番3号	宅介護 骨 電話 花子					431	3	

第3号様式(第4条関係)

同 意 書 (介護保険住宅改修費受領委任払用)

(あて先)韮崎市長

「申請日」を記載してください。

申請者 (被保険者) 住所 韮崎市水神1丁目3番1号

氏名 韮崎 太郎

が、介護保険の住宅改修を利用するにあたり、

下記のとおり受領委任払により取り扱うことに同意します。

記

- 1 工事完成後は、介護保険の住宅改修を行う被保険者から居宅介護(介護予防)住宅改修費の保険対象になる改修費用の100分の90の額を除した額の請求及び受領を行うこととし、これを減免し、又は超過して徴収しないこと。また、当該改修費用の保険給付額(保険対象になる改修費用の100分の90の額)については、韮崎市から受領すること。
- 2 住宅改修の施工に当たり法令等に違反する行為があったとき、又は偽りその他不正の手段により住宅改修費の受領に関する権限の委任を受けたときは、受領委任払いの利用の決定を取り消されても異議がないこと。

施工業者

住所地	韮崎市本町4丁目9番2号	
事業者名称	株式会社 にらさき	***
代表者氏名	代表取締役 山梨 太郎	を 締代 を
電話番号	0551-22-0498	\$ 0 3

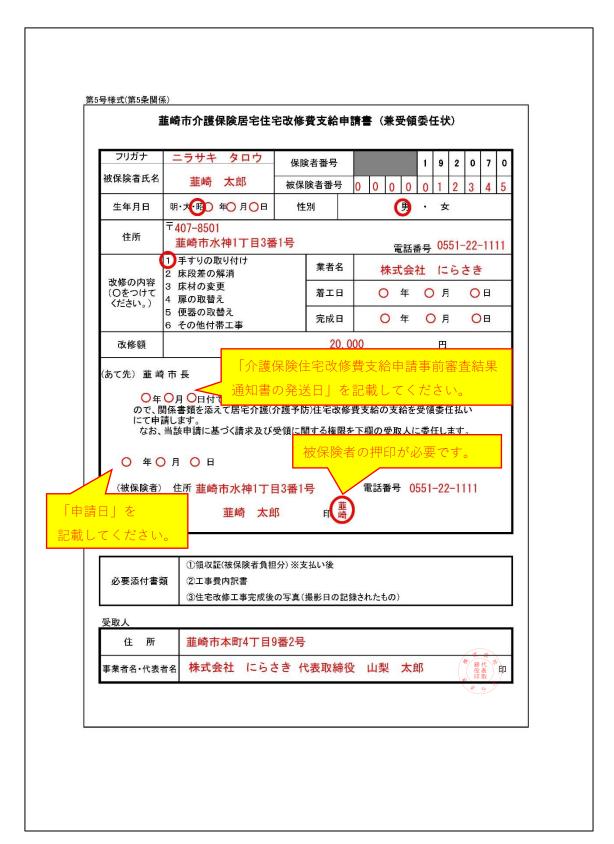


住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

別紙「介護保険住宅改修事前承認申請書」の住宅改修を行うことを 承諾いたします。

住宅改修を行う住宅の所在地



領 収 証

〇 年〇月〇日

韮崎 太郎

様

金 額 2,000

但し、**住宅改修費(受領委任払い)**として 上記正に領収いたしました。

収入 第代 新代 印紙 P G

金額が5万円を超える際は収入印紙を貼って、割印を押印してください。

自己負担分を記載。 整数とならない場合は切り上げ。

韮崎市本町4丁目9番2号 株式会社 にらさき 代表取締役 山梨 太郎

○ 年 ○ 月 ○日

(あて先)韮崎市長

介護保険住宅改修完了報告書(受領委任払用)

○ 年 ○ 月 ○ 日に申請しました下の住宅改修が完了しましたので報告します。

「韮崎市介護保険居宅住宅改修事前承認申請書の申請日」を 記載してください。

被保険者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
被保険者氏名				韮崎	7	上郎				
住宅の所在地		1	直崎市	水神	17	目3	番1号			
着工日			0	年		0	月	0	日	
完 了 日			0	年		0	月	0	Ħ	

第8号様式(第7条関係)

韮崎市介護保険居宅住宅改修費受領委任払請求書

下記のとおり請求いたします。

「申請日」を記載してください。

(あて先)韮 崎 市 長

住所 **韮崎市本町4丁目9番2号** 事業者名 株式会社 にらさき 代表者氏名代表取締役 山梨 太郎 印

<u>請求金額</u> 18,000 円

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費(受領委任払)として

内訳

被保険者氏名	韮崎 太郎	被保険者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5
改修費用	20, 000	Ħ										
本人負担額	2, 000	円										

住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

<u> 112 </u>	修算を下	ic()) 니션	EI〜振りI	込ん じくだ	ر. با2									
	韮崎		行 農協 用金庫		き 支店	本店				П	座番	号	0.	
		信	用組合			出張所	1 普通預金							
	金融機	関コード		店	舗コード		2 当座預金	1	2	3	4	5	6	7
1	1	1	1	1	1	1	3その他			****				
	フリガナ	9	カ	ブシキカ	ブイシャ	=	ラサキ						2.	
	1座名義.	٨.	株	式会社	にらさ	き								

第58号様式その3 (第86条第2項関係)

債権者登録申請書(法人用)

この登録申請は、皆様に韮崎市からの支払いがより迅速かつ正確に行うことができる よう、必要な事項をあらかじめ申請していただくもので、韮崎市が財務会計のコンピュ ータシステムに登録するために使用します。

	フリガナ				カ	ブシ	キガ	イシ	14	= =	ラサ	+			
	会社名					株	式会	社	121	うさ	き				
	代表者名		0	78 171	1	代表	取締	役	山季	製	太郎		107		
	法人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2 2	2 2	2 2	2	
垂	『便番号・住所	(=		407 芷崎 市	市本	町4	1110000	024 9番2) 2号						
	電話番号						0	551-	22-0	0498					
E-	mail(連絡用)					r	nira	saki	@abo	c. jp					
振込	金融機関名		1	韮崎			銀行金牌信組機物	i L	ıc	らさ	き	支加 支那			
先口	種別・口座番号		通 2 の他	当座	1	2	3	4	5	6	7		\	\	
座	口座名義人					株式	式会	社	126	さき	÷				
	口座名義人のカ	カ	ブ	シ	+	カ	٠	1	シ	ヤ		=	ラ	サ	+
	ナ登録表示		タ	٥	1	E	3	ゥ	1	リ	シ	マ	リ	ヤ	ク
10332	役所記入欄 ナンバー確認担当	者印	F	ī)	記力	にし	ない	って	くけ	ぎさ	٥, د ۱				
依頼		課)													
依頼	日(年	J]	<u> </u>)										
250000000000000000000000000000000000000	者番号 計課記人)												\rightarrow		

私が請求した代金については、上記口座に振込くださるようお願いします。

「申請日」を 記載してください。

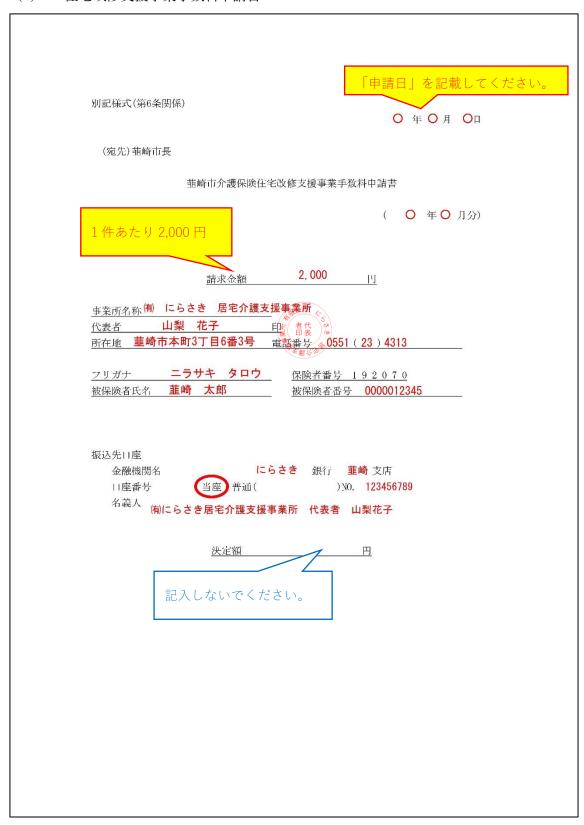
○年○月○日

住所 **韮崎市本町4丁目9番2号** 債権者名 株式会社 にらさき 保護教印 代表取締役 山梨 太郎

(3) 委任状

委 任 状 韮崎市水神1丁目3番1号 私は、代理人を〔住所〕 [氏名] 韮崎 小太郎 申請者が異なる場合は「申請の と定め、次の事項を委任します。 件」を選択 被保険者と口座の名義人が異な 委任事項 る場合は「受領の件」を選択 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給 申請の件・ 受領の件 委任者 韮崎市水神1丁目3番1号 住所 氏名 韮崎 太郎

(4) 住宅改修支援事業手数料申請書



6. 申請書類の留意事項

- ※ 鉛筆や消せるボールペンを使用した筆記用具での記入は不可となります。
- ※ 書類に訂正が生じたときには、申請者の名による訂正印を押印してください。修正液や 修正テープでの修正は認められません。

《事前申請時に必要な書類》

書類	留意事項
介護保険居宅	• 申請者の「申請者」欄には原則として被保険者の氏名を記入し、押
住宅改修事前	印してください。
承認申請書	• 申請者や振込口座名義が被保険者以外の場合、委任状が必要となり
予 心中胡音	ます。
	• 要介護者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具
	の導入状況等を見て、住宅改修の必要性を判断するうえでの重要な
	資料になります。具体的に、詳しく記載してください。
住宅改修が	• 作成者は、原則、居宅サービスまたは介護予防サービス計画を作成
必要な理由書	して個別の利用サービスを総合的に把握している介護支援専門員及
	び地域包括支援センターの担当職員(ケアマネジャー等)です。
	• 担当ケアマネジャー等外の方が「理由書」を作成する場合は、担当
	ケアマネジャー等と十分連絡調整のうえ協力して進めてください。
	「住宅改修の種類」、「写真番号」、「改修部分」、「名称」、「商品名・
	規格・寸法等」、「数量」、「単位」、「金額」を適切に記載してくださ
	γ ₂ °
	• 「材料(商品名等)」、「工事費」は詳細を明確に記載する。また材工
	「一式」の表示は区分するのが困難な場合を除いて避けてください。
	「一式」ではすべてが支給対象工事か判断できません。
見積書	• 算出根拠は説明を要する内容(付帯工事あり等)について記載する。
	対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。対象範囲を
	明示するのが困難な項目については、その根拠を示してください。
	• 見積書は、印鑑がないもの、FAXで送付されたものは認められませ
	ん。
	• 工事箇所ごとに番号をふり、平面図・写真にも同じ番号を記載して
	ください。
製品の	• 商品のメーカー名・品番・品名・標準価格の記載があるパンフレッ
カタログの	トの写しを添付してください。
写し	• パンフレットに複数品番等がある場合は、商品が特定できるように

	丸印等を付けてください。
	• 審査上必要した場合、追加で提出を求める場合があります。
	• 平面図等により、改修前後の状態がわかるよう適切な大きさで作成
	してください。また、写真番号も記載してください。
	• 改修する階全体の平面図(階段の場合は2フロア分)に改修箇所を
	記載してください。
	• 外工事の場合、間取りの記入は必要ありませんが、建物と玄関位置
	がわかるように記載してください。
平図面	 ● 手すりは、長さ、取り付け位置が確認できるよう記載してください。
	 • 床材の変更やかさ上げは、改修箇所の寸法を記載してください。
	 • 段差解消をする場合、断面図を添付してください。
	- 部屋の名称は「住宅改修にかかる理由書」、「見積書」と一致させて
	ください。
	既設手すり等がある場合は記載をお願いします。
	改修箇所の位置や、改修が必要な状態がわかるよう撮影してくださ
	い。
	*^。 ※写真が小さい、暗い、不鮮明等のため改修の状況が確認できない。
	場合は、撮り直しをお願いすることがあります。
て東莞の写真	・ 段差はスケールをあて、改修前の状態がわかるよう撮影してくださ
工事前の写真	
	・ L版程度のカラー写真をA4の台紙に2枚から3枚貼ってください。
	A4 の用紙に出力したものでも構いません。
	• 写真には撮影日を入れてください。日付が入らないものは黒板等を
	使い撮影日がわかるようにしてください。
	※手書きやワード等の編集により日付を入れないでください。
居宅サービス	• 総合的な判断をしたうえで、審査するために、住宅改修について記
計画書(1)第	載した居宅介護サービス計画または居宅予防サービス支援計画(ケ
1表の写し	アプラン)を作成してください。総合的な援助の方針に住宅改修を
14070	することの必要性や改善点などを記入してください。
居宅サービス	• 総合的な判断をしたうえで、審査するために、住宅改修について記
計画書(2)第	載した居宅介護サービス計画または居宅予防サービス支援計画(ケ
	アプラン)を作成してください。サービス内容には具体的な状況を記
2表の写し	載してください。
週間サービス	• 週を通じて主な日常生活上の活動内容や日課を記載して下さい。
計画表の写し	• 週単位以外のサービスや受診回数、福祉用具の利用状況も記載して

	下さい。
	• 住宅の所有者が対象被保険者本人でない場合は、住宅の所有者が承
	諾したことが確認できる書類を添付してください。また、公営住宅
住宅改修の	は市、県が交付する承諾(承認)したことが確認できる書類を添付
承諾書	してください。
	• 住宅または土地所有者が同居の夫婦である場合でも添付してくださ
	γ ₂ °

《支給申請時に必要な書類》

書類	留意事項	
	• 改修前の写真と構図を揃えて、両方の写真を添付してください。	
	• 改修箇所の位置や、改修後の状態がわかるよう撮影してください。	
	• できるだけ改修前の写真と構図を揃えて撮影してください。	
	• 手すりや踏み台の写真は、固定部をはっきり撮影してください。手	
	すりは部材種別や数量を確認しますので、長尺で見切れる場合は、	
	複数枚に分けて撮影してください。	
工事後の写真	• 段差はスケールをあて、改修後の状態がわかるよう撮影してくださ	
	ζ ₃ °	
	• L版程度のカラー写真を A4 の台紙に 2 枚から 3 枚貼ってください。	
	A4 の用紙に出力したものでも構いません。	
	• 写真には撮影日を入れてください。日付が入らないものは黒板等を	
	使い撮影日がわかるようにしてください。	
	※手書きやワード等の編集により日付を入れないでください。	
	• 領収証の宛先は対象被保険者のフルネームを記載してください(家	
	族等の氏名のものは不可)。	
・ 施工業者の代表者印、または会社印及び担当者印を押印		
	٧٠°	
領収証	• 住宅改修をしたことがわかる但し書きを記載してください。	
	• 収入印紙には割り印を入れてください。	
	• 介護保険による対象外工事も併せて実施し、総額による領収証の場	
	合には、但し書欄に「介護保険による住宅改修工事代○○円を含む」	
	等の記載をしてください。	

7. Q&A

これは、全国の保険者(市町村)がケアマネや住宅改修業者から質問を受け、それに対する国の回答を本市においてまとめたものです。ただし細部に関しては保険者(市町村)の判断に委ねられている部分もあり、全国一律の基準ではありません。支給対象となるか判断に迷うケース、表面上は同じに見える内容の改修であっても詳細部分で異なるケースなどが想定されます。本回答集の内容に縛られず、申請にあたって疑問等がありましたら住宅改修担当(長寿介護課 介護保険担当 TEL0551-23-4313)までお問い合わせ下さい。

(1) 介護保険住宅改修費支給に関する総合的な質問と回答

項目	住七以修負文和に関する総古的な貝 質問	回答
認定申請前の住	要介護認定申請前に着工した住	要介護認定申請前に着工した住
宅改修	宅改修は対象となるか。	宅改修については、住宅改修の対
		象と認められません。
認定申請中の住	要介護(要支援)認定の申請中	要介護(要支援)認定の申請中
宅改修	でも、住宅改修の事前申請を行う	であっても、住宅改修の事前申請
	ことは可能か。	を行うことはできます。
		ただし、認定結果が「非該当」
		となった場合は、介護保険の対象
		となりませんので、改修費用は全
		額自己負担になります。
退所 (院) 前の	現在、入院している高齢者がま	入院中の場合は、居宅において
住宅改修	もなく退院する予定だが、事前に	介護を受けるものではないため、
	住宅改修を行なう場合、住宅改修	居宅サービスである住宅改修は認
	の対象となるか。また、特別養護	められないのが原則となっていま
	老人ホームを退去する場合はどう	す。
	か。	しかし、退院後の住宅について
		予め改修しておくため、入院中に
		住宅改修を着工し、退院後に住宅
		改修費の支給申請を行うことはこ
		とも必要と考えられるので、事前
		に住宅改修を行い、退院後に住宅
		改修費の支給申請を行うことは可
		能です。(入院中に死亡した場合
		は支給対象外となります。)
		特別養護老人ホームを退去する

		場合も、本来退去後に住宅改修を
		行うものでありますが、同様に取
		り扱うことは可能です。
本人入院の場合	在宅の要介護者が、住宅改修の	要介護者が入院するまでに工事
	着工をし、着工後に容態の急変等	が完了した部分が保険給付の対象
	により入院し、退院の見通しがつ	となります。
	かない場合には、住宅改修費の取	
	扱いはどうなるのか。	
本人死亡の場合	在宅の要介護高齢者が、着工時	住宅改修中に要介護高齢者が死
	点においては存命であったが、完	亡した場合は、死亡時に完成して
	了目前に死亡した場合において、	いる部分について、介護保険の給
	住宅改修費の請求は可能か。	付対象として申請できます。
申請の時効の起	住宅改修申請の時効は2年間と	代金支払日からの起算になりま
算日	されているが、その起算日は着工	す。
	日か工事終了日か、それとも代金	
	支払日なのか。	
同一世帯複数の	同一住宅に2人(夫婦)の要介	同一住宅に複数の要介護者がい
住宅改修	護者がかかる住宅改修について	る場合の取扱いは、
	は、重複しないように対象となる	① 要介護者毎に支給申請を行
	工事を設定しなければならないと	い、要介護者毎に限度額管理が行
	されるが、トイレの改修工事にお	われます。
	いて、便器の取り替え(和式から	② 同時に複数の要介護者にかか
	 洋式) は妻(要介護1)、手すり	 る住宅改修が行われた場合は、各
	の取り付けについては夫(要支	要介護者に有意な範囲を特定し、
	援)というように各々の必要度に	その範囲が重複しないよう申請す
	応じて、工事を設定することは可	る必要があります。
	能か。	同一世帯に複数の要介護者がい
	11000	る場合において、複数の要介護者
		にかかる住宅改修を行なう場合に
		は、重複しないように対象となる
		工事を設定しなければなりません
		が、ご質問のように工事が重複し

		ない場合には住宅改修の対象とな ります。
施設利用者の住	認知症対応型共同生活介護、特	介護保険上は在宅扱いである
宅改修	定施設入所者生活介護の利用者	が、生活実態は自宅にないことか
	(入所者)で、介護保険証の住所 地が自宅にある場合、年末年始等	ら、給付対象となりません。
	の一時帰宅を目的として、自宅の	
	段差解消等の住宅改修を行うこと	
	は可能でしょうか。	
一時帰宅の際の	施設入所している要介護者が、	月に数回施設から自宅に戻る方
住宅改修	一時的に施設から外泊することが	が、自宅の住宅改修を行う場合、
	あるので住宅改修を行いたいと考	当該要介護者の生活拠点は施設に
	えているが、保険給付の対象とな	あるため、外泊時であっても在宅
	るのか。	サービスは算定できないこととな
		り、住宅改修の対象となりません。
 一時的な居住の	 要介護者が子の住宅に一時的に	
住宅改修	身を寄せている場合、介護保険の	住する住宅を対象としており、住
	住宅改修を行うことができるか。	所地の住宅のみが対象となりま
		す。一時的に子の住宅に身を寄せ
		ている場合は、介護保険の住宅改
		修の対象となりません。
		なお、住民票の住所と介護保険
		証の住所が異なる場合は、一義的
		には介護保険証の住所が住所地と
本人宅の同一敷	 住民票・介護保険被保険者証に	原則として、被保険者証に記載
地内の娘宅に生	記載されている住所の同一敷地内	されている住所地で住宅改修を行
活の拠点がある	で、番地が1違う娘宅を改修する	わなければならない。
場合の住宅改修	場合、住宅改修の対象になるか	ただし、生活の拠点が娘宅にあ
		るということが確認でき、住所を

	(生活の拠点は娘宅にあり、土地	移すことができない理由(DV、
	の所有者も被保険者)。	虐待など)があれば個別に判断す
		3.
施設内の住宅改	 有料老人ホームや軽費老人ホー	する
修	ム、グループホームの住宅改修を	本来高齢者の利用に適したものと
	公、ノル・ノホームの正元以下を 行うことは可能か。	本木同脚省の村川に過じたものと なっているはずであるため、住宅
		改修を行うことは想定されていま
		は形を行うことは忠定されていました。
		~~。 しかし、身体状況に応じ、個別
		の対応が必要な場合は、住宅改修
		の対象となります。ただし、対象
		となるのは、居室等の専用部分の
		みで、共用部分は対象となりませ
		ん。この取扱いは、グループホー
八六		ムについても同様です。
分譲マンション	分譲マンションの廊下などの共	分譲マンションについては、専
の廊下などの共	有部分は住宅改修の対象となる .	用部分についての住宅改修が一般
有部分の住宅改	か。	的と考えられますが、マンション
修 		の管理規定や他の区分所有者の同
		意(区分所有法等による規定も
		可)があれば、共用部分の工事も
		住宅改修の対象となります。
賃貸アパートの	賃貸アパートの共用部分は住宅	賃貸アパート等の集合住宅の場
共用部分の住宅	改修の対象となるか。	一合、一般的に、住宅改修は当該利
改修		用者の専用の居室内に限られるも
		のと考えますが、洗面所やトイレ
		が共同となっている場合など利用
		者の通常の生活領域と認められる
		特別な事情により共用部分につい
		て住宅改修が必要であれば、住宅
		の所有者の承諾を得て住宅改修を
		行うことは可能であり、支給対象
		となります。
		しかしながら、住宅の所有者が
		恣意的に、当該高齢者に共用部分
		の住宅改修を強要する場合も想定

		されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。
処分費用 	住宅改修の際に不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象となるのか。	これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」または「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然に付帯する行為であることから保険給付の対象となります。
退去の際の撤去 費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状 回復のための費用は住宅改修の対 象となるか。	住宅改修費の対象とはなりません。
転入前の住宅改修	現在は市外に居住しているが、 近いうちに市内に転居する予定な ので、転居前に予め住宅改修した いが住宅改修費の支給は可能か。	住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。転居前に工事を行いたい場合は、事前に転入予定の地域包括支援センターまたは、介護サービスを利用予定の居宅介護支援事業所等を通じて長寿介護課にご相談いただければ支給の対象となる場合もあります。ただし、支給申請は転居後に行うことになりますので、万が一転居しなかった場合などは支給されませんので充分注意してください。
支給申請関係	A市で要介護認定を受けた被保 険者が、6月1日にB市に転入す る場合、転入に先立ち、転入予定 の住宅(例えば同居予定の息子住 宅)について5月1日に着工して 住宅改修を実施した場合の申請 は、どうなるか。	この住宅改修については、B市の介護保険給付となります。B市に事前に確認したうえで改修を行い、給付申請は転入後となります。

改修後、転出し	要介護者がA市で住宅改修を行	A市に申請することとなりま
てからの支給申	い、数ヶ月後にB市に転出した。	す。
請の取扱い	その後、A市で行った住宅改修に	
	ついてA市に対して支給申請を行	
	うことが可能でしょうか。	
住宅改修の実施	保険給付の対象となる住宅改修	回数の上限はありません。住宅
回数	には回数の制限があるのか。	改修費の上限は、1人あたり現住
		居につき、20万円までとなりま
		す。(保険給付分は9~7割相当
		分となるので実際に給付を受ける
		ことができる額は自己負担額2~
		6万円を除いた18~14万円ま
		でとなります。)
住宅改修の限度	保険給付の対象となる住宅改修	住宅改修を行った後に転居した
額のリセット	の上限額がリセットされる条件	場合、リセットされ、再び20万
	は。	円が給付対象限度額となります。
		また、前回住宅改修を行った後に
		介護度が3段階以上上がった場合
		(例:要介護2→要介護5)も同
		様に20万円までとなります。
家族が行う住宅	家族が大工をしており、家族が	被保険者が自ら住宅改修のため
改修	住宅改修を行う場合、工賃も支給	の材料を購入し、本人または家族
	申請の対象とすることができるの	等により住宅改修が行われる場合
	か。	は、材料の購入費が住宅改修費の
		支給対象となり、工賃は支給対象
		外となります。
	住宅改修を自分や家族で行う場	材料費代のみが介護保険の対象
	合、見積書等はどのようなものを	となりますので、事前審査時に
	提出するのか。	は、購入予定先の業者(店舗)が
		発行する見積書か、部品の購入予
		定金額がわかる書類(カタログ)
		の写しと改修する箇所記載した平
		面図及び写真を提出してくださ
		V 3°
		交付申請にあたっては、償還払
		いと同様に改修対象者本人宛の材

		料費の領収書、施工後の写真及び
		振込先口座の写しを添付してくだ .
		さい。
新築住宅の住宅	住宅の新築は住宅改修とは認め	住宅の新築の場合は、住宅改修
改修	られていないが、新築住宅の完成	の対象種類の工事であっても保険
	日以降に手すりを取り付ける場合	給付の対象と認められていません
	は、住宅改修の対象となるか。	が、入居日以降に手すりを取り付
		ける等の場合は、住宅改修の対象
		と認められます。
改築の場合の限	一度住宅改修の工事を行った	住宅改修を行った後に転居した
度額	が、その住宅を建て直した場合、	場合、限度額はリセットされ、も
	限度額の取扱いはどうなるか。	う一度 20 万円までが給付対象と
		なります。しかし、改築の場合、
		限度額はリセットされないため、
		前に行った工事も含めて限度額内
		の工事費が、給付対象となりま
		す。
住宅のリフォー	住宅の大規模リフォーム工事を	介護保険住宅改修費支給の工事
ム工事について	行うことになり、工事の一環で介	対象は原則ケアマネの作成したケ
	護保険の住宅改修に該当する部分	アプランにより計画される前提で
	があった場合は申請することが可	あるため、単なる住宅リフォーム
	能か。	については対象外となります。
		ただしケアマネにより事前にケ
		アプラン上で計画されたうえで、
		当該リフォーム工事の内容に介護
		保険住宅改修の対象になる部分が
		ある場合、その部分は申請するこ
		とができます。その場合費用の見
		積りに際し、リフォーム工事部分
		と介護保険住宅改修の支給対象と
		なる部分で分けて計上していただ
		くこととなります。また、事前申
		請後の本市からの着工許可が下り
		るまで、支給対象部分の工事は進
		めることができません。

支給額算定の例	①10 万円の住宅改修費を支給	①②とも不可で、前に行った工
外に係る取扱い	された旧家屋を現地で建て替え	事も含めて限度額内の工事費が、
について	し、新築家屋として住みはじめた	給付対象となります。
	が、一部住宅改修を行う必要が生	
	じた場合、住居表示は旧家屋と同	
	一であっても「転居した場合の例	
	外」として改めて支給限度額基準	
	額 20 万円までの住宅改修費を支	
	給することは可能か。	
	②同一敷地内で5万円の住宅改	
	修費を支給された家屋とは別に、	
	高齢者世帯のみの家屋を新築した	
	が、その後新築家屋で一部住宅改	
	修を行う必要が生じた場合、住居	
	表示は同一であっても「転居した	
	場合の例外」として改めて支給限	
	度基準額 20 万円までの住宅改修	
	費を支給することは可能か。	
利用者負担額の	受領委任払いの申請を行いたい	本人負担の金額は、事業所が必
未払い	が、利用者が住宅改修の工事代金	ず利用者から徴収するようにして
	を支払わない場合、どうすればよ	ください。
	しょか。	
見積書について	事前申請の際には見積書を添付	原則、市のHPに添付されている
	する必要があるが、改修業者独自	様式を使用されることが望ましい
	の様式を用いてもよいか。	です。 業者独自の見積書を使用
		する場合でも、住宅改修を行う部
		屋、工事個所部位、各費目の種
		別、内容、単価、数量、住宅改修
		の種類、写真番号等 必要な項目
		が記載されている場合は認められ
		ます。 記載内容が不十分な場
		合、見積書の修正などをお願いす
		る場合もあります。
		合、見積書の修正などをお願いす

	住宅改修費が高額になる場合な	ケアマネ、業者に負担になるこ
	どは相見積書をとるなどして複数	とから強制ではありませんが、そ
	業者から価格の選定をするべき	のような対応をとっていただくこ
	か。	とが望ましく、費用の抑制、利用
		者の経済的な負担軽減などの観点
		からも、できるだけ費用が抑えら
		れるよう可能な限り複数の業者か
		ら見積書をとることを推奨してい
		ます。
		工事内容によっては保険者より相
		見積書をとるようにお願いする場
		合もあります。
写真について	住宅改修費の支給申請時に添付	工事現場などで黒板に日付等を
	する必要がある改修前後の写真	記入して写真を撮っているよう
	は、日付が分かるものとなってい	に、黒板や紙等に日付を記入して
	るが、日付機能のない写真機の場	写真に写し込むといった取り扱い
	合はどうすればいいのか。	をしてください。
	住宅改修費の請求の際に、住宅	住宅改修の改修前・改修後の写
	改修の改修前・改修後の写真を添	真の現像等に必要な費用は保険給
	付することとなっているが、その	付の対象となりません。
	写真の現像料等についても保険給	
	付の対象となるのか。	
領収証について	支給申請書に添付する領収証の	あくまで被保険者本人の領収証
	氏名は申請者であるよう介護等被	が必要ですが、支払いを行った者
	保険者とされているが、実際に工	が委任状などにより本人からの委
	事代金を支払うのが家族・親族で	任を受けている場合や、家族であ
	ある場合には、その氏名の領収証	ることが確認できる場合はこの限
	を添付すればよいか。	りではありません。
	受領委任払いの領収証の金額は	被保険者の自己負担となる金額
	いくらにすればいいか。	で作成してください。なお、算出
		方法としては、まず保険給付額で
		ある9割分の金額を算出し、 <u>小数</u>
		<u>点以下の端数については切捨て</u> を
		した後で、差額となる1割相当分
		の金額を自己負担額として算出し
		てください。

工事費と業者の 選定について

申請をしようと考えているが、 業者の工事費が一般的なものと比較して高いと感じる。業者は利用者の希望を踏まえ、納得のうえで決定しているので変更も難しい。 このような場合に改修が認められず、申請が通らないなどの支障はないか。 過去の支給実績から類似の内容、規模の工事事例を参考にして比較を行いますが、改修工事に係る費用において、材料費などある程度価格が固定であるものと異なり、工事費に関してはそれぞれの業者によって独自の基準があり、一概にその金額が高額であるかどうかといった判断は困難です。また、住宅改修の必要性がケアプランに明記されており、申請の内容に虚偽がない限りは、保険者が業者の工事費を理由に申請を却下・拒否することはありません。

ただし、住宅改修費支給の財源が公金であるという面、利用者の経済的保護を考慮し、価格について保険者からケアマネ、業者へ説明を求めたり、減額可能であるか干渉することがあります。

諸経費について

住宅改修費として諸経費はどこ まで対象となるか。 諸経費の範囲がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する 経費であること、他事例と比較して著しく高額でないことが想定される等の観点から、個別で判断していくことになります。本市では、①役所への書類申請料、②工事中の工事完成写真代、③工事を行う作業員の交通費については、諸経費として計上可能ですが、工事内容と金額のバランスを見て判断する場合があります。

【例:1mの手すり1本を取り付ける工事(費用1万円)に、諸経費10万円 など明らかに適正価格を逸脱していると見受けられる

場合など】
なお、諸経費として計上してい
る金額の内訳については、見積書
や内訳書において、可能な限り明
確にし、利用者や保険者から説明
を求められた際は、内訳の詳細を
明示する必要があります。

(2) 介護保険住宅改修費支給の改修工事の種類ごとの質問と回答

項目	質問	回答
手すりの取り付	手すりには、円柱形などの握る	住宅改修の対象となります。
け	手すりのほか、上部平坦型(柵状	高齢者によっては、握力がほと
	のもの)もあるが、住宅改修の対	んどない場合やしっかり握れない
	象になるのか。	場合もあるので、高齢者の身体の
		状況に応じて手すりの形状を選択
		することが重要となります。ただ
		し、トイレの手すりとして、紙巻
		器と一体となっているものは除き
		ます。
	手すりの取り付けの際にねじを	手すりの取り付けについては、
	使用せずに、固定剤(エポキシ	ねじ止め等「取り付け工事」を伴
	剤) による取り付けを行った場合	うものについては住宅改修の対象
	は、住宅改修の対象となるか。	となり、床に置いて使用するもの
		については、福祉用具貸与の対象
		となります。
		質問の固定剤(エポキシ剤)に
		よる取り付けの場合は、住宅改修
		の対象となります。
	階段に手すりを設置したいが、	動作または取り付け位置の環境
	窓の開閉ができなくなる等の理由	条件から、可動の必要がある場合
	から、一方が固定されていて、も	には、可動式の手すりを設置した
	う一方がはねあげ式になっている	場合も対象となります。
	可動式の手すりを設置する場合	
	は、住宅改修の対象となるか。	
	要介護者の心身状況の変化によ	手すりの取り付けに伴う付帯工
	り、これまで設置されていた手す	事として、住宅改修の支給対象と
	りでは機能が十分でなくなり、既	なります。
	存の手すりを取り外し、新しい手	
	すりを設置する場合には、既存の	
	手すりの撤去にかかる費用につい	
	ても住宅改修の対象となるか。	

	T	
	敷地内に外出用のシルバーカー	道路関係法令に抵触しなければ
	を置いており、玄関を出てそこま	対象としてもよい。
	で行くためには公道を通る必要が	
	あり、建物と公道との狭い敷地に	
	手すりを設置したいが給付対象と	
	なるか。	
	以前に設置した手すりが老朽化	単に老朽化したことが原因であ
	したことから、その手すりを撤去	る場合は、住宅改修の対象とはな
	し、新たに手すりを設置する場合	りません。
	は、住宅改修の対象となるか。	
	手すりの取り付けの下地補強の	下地補強した部分のみのクロス
	際、張り替えの必要になったクロ	に係る費用は対象としても差し支
	スの費用は介護保険の住宅改修の	えないと考えますが、下地補強に
	対象とできるのか。	伴って壁全体のクロスを張り替え
		たのであるならば、クロスの費用
		を対象とすることはできません。
段差の解消	ユニットバスを購入し、設置す	①脱衣所と浴室の段差解消を目
	ることにより段差の解消等を行う	的とするために行うユニットバス
	場合、保険給付の対象となるか。	の購入設置。(浴室の床部分の改
		修)
		②浴室床を滑りにくい床材への
		変更を目的とするユニットバスの
		購入設置。(浴室の床部分の改
		修)
		(3)浴室床と浴槽底の高低差や浴
		槽の形状(深さ、縁の高さ等)を
		適切なものとするために行うユニ
		ットバスの購入設置。(浴槽の改
		修)
		①、②、③それぞれ介護保険の
		住宅改修の対象となります。な
		お、ユニットバスの購入設置の目
		的が①のみの場合、②のみの場
		合、③のみの場合には、当該部分
		を面積按分等により保険給付の対
		象となる工事費を算出することと
		かしなる上ず貝と开山りるしこと

及ります。 浴室の床部分の改修及び浴槽の 改修双方の目的をもった住宅改修 の場合であっても、必ずしもユニ ットバス購入設置費全でが住宅改 修の対象となるわけではなく、出 窓や壁面収納等住宅改修の目的 (投差解消や滑りの防止)以外の ものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはな りません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯 物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベラングの改差解消を行ったときは給 付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置するての対象となるか。また、スローブから先の道路までのと設置するて、足宅改修の対象となる方。 段差の解消 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置するして、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。これに、通路の設置も通路の耐料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1.2 m以内に限ります。 対象となる工事の種類は、通路へのチョりの設置、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は1.2 m以内に限ります。			
改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、必ずしもユニットバス購入設置費全でが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的 (段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 段差の解消 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合設置する工事は対象となるか。またこ、帰山し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合と同様に、スローブは段差の解消た、スローブから先の道路までのまではなく、掃出し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合と同様に、スローブは段差の解消た、スローブから先の道路までのまではなく、帰山はの設置する。として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1・2 m以内に限ります。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			なります。
の場合であっても、必ずしもユニットバス購入設置費全でが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的(段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの改差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出人口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として最となるため間に隙間が生じることとなるため間に隙間が生じることとなるために、居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する「保面等の住宅に固定するもの)場合と設置する工事は対象となるか。 本質から道路までの投差解消や表して、近路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1・2 m以内に限ります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			浴室の床部分の改修及び浴槽の
ットバス購入設置費全でが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的 (段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合と同様に、スローブは段差の解消た、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるエ事の種類は、通路へのチすりの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			改修双方の目的をもった住宅改修
修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的 (段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置するもの)場合と同様に、スローブは段差の解消を、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。 居室から産外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置するもの)場合と同様に、スローブは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置は近半での表し、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			の場合であっても、必ずしもユニ
窓や壁面収納等住宅改修の目的 (段差解消や滑りの防止) 以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置するのり場合と設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路へのチすりの設置、一道路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			ットバス購入設置費全てが住宅改
(段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合と設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。 玄関から道路までの段差解消や青すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路へのチすりの設置、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			修の対象となるわけではなく、出
ものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合と関する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるわか。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となります。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路へのチすりの設置、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			窓や壁面収納等住宅改修の目的
とになり、保険給付の対象とはなりません。 一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置するのり場合と設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路へのチすりの設置、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			(段差解消や滑りの防止)以外の
フ人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 展室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。 支関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるす。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるか。 対象となる工事の種類は、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			ものは、工事費用から控除するこ
一人暮らしの要介護者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する1事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるか。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるか。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるか。 本書の住宅に固定するもの)場合と同様に、スローブは段差の解消をして、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1.2 m以内に限ります。 本書の表記では、通路へのの手すりの設置、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			とになり、保険給付の対象とはな
物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの過路を設置する工事は対象となるか。 支関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるす。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路へのスローブの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は			りません。
る必要がある場合に、居室とベラ ンダの段差解消を行ったときは給 付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口 の敷居(沓摺り)を撤去すること にした。結果として扉と床との間 に隙間が生じることとなるため扉 の一部を継ぎ足す工事は付帯工事 として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関 ではなく、掃出し窓にスローブを 設置する工事は対象となるか。ま た、スローブから先の道路までの 通路を設置する工事は対象となる か。 玄関から道路までの段差解消や 手すりの設置は住宅改修の対象と なるか。 玄関から道路までの段差解消や 手すりの設置は住宅改修の対象と なるか。 対象となる工事の種類は、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は		一人暮らしの要介護者等が洗濯	移動という基本動作を支援する
フダの段差解消を行ったときは給付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスローブを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合設置する工事は対象となるか。また、スローブから先の道路までの過路を設置する工事は対象となるか。 と同様に、スローブは段差の解消た、スローブから先の道路までの		物を干すためベランダへ出入りす	ものであり対象となる。
付を受けられるか。 段差解消のため、トイレ出入口 住宅改修の対象となります。 の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。		る必要がある場合に、居室とベラ	
段差解消のため、トイレ出入口の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 程室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置するもの)場合設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。すた、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は		ンダの段差解消を行ったときは給	
の敷居(沓摺り)を撤去することにした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する(床面等の住宅に固定するもの)場合設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるが、として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるか。 対象となる工事の種類は、通路へのチョりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は		付を受けられるか。	
にした。結果として扉と床との間に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。		段差解消のため、トイレ出入口	住宅改修の対象となります。
に隙間が生じることとなるため扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 段差の解消 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを面等の住宅に固定するもの)場合設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。として、通路の設置も通路面の材質路を設置する工事は対象となるか。となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるよります。対象となります。対象となります。 本関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となるが。 「対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は		の敷居(沓摺り)を撤去すること	
の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。 居室から屋外に出るため、玄関 玄関にスロープを設置する(床ではなく、掃出し窓にスロープを 面等の住宅に固定するもの)場合と同様に、スロープは段差の解消た、スロープから先の道路までの 通路を設置する工事は対象となる 料の変更として、住宅改修の対象となります。 左だし、幅員は1.2 m以内に限ります。 対象となります。 対象となる工事の種類は、通路なるか。 への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は		にした。結果として扉と床との間	
及差の解消 居室から屋外に出るため、玄関 玄関にスロープを設置する(床ではなく、掃出し窓にスロープを 面等の住宅に固定するもの)場合 設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの 過路を設置する工事は対象となる 料の変更として、住宅改修の対象 となります。ただし、幅員は1.2 m以内に限ります。 対象となる工事の種類は、通路 なるか。 対象となる工事の種類は、通路 への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は		に隙間が生じることとなるため扉	
日室から屋外に出るため、玄関 玄関にスロープを設置する(床ではなく、掃出し窓にスロープを 面等の住宅に固定するもの)場合 設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの として、通路の設置も通路面の材		の一部を継ぎ足す工事は付帯工事	
ではなく、掃出し窓にスロープを 設置する工事は対象となるか。ま た、スロープから先の道路までの 通路を設置する工事は対象となる か。 として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。ただし、幅員は1.2m以内に限ります。 対象となります。 対象となります。 対象となる工事の種類は、通路なるか。 への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は		として給付対象となるか。	
設置する工事は対象となるか。ま た、スロープから先の道路までの 通路を設置する工事は対象となる か。 玄関から道路までの段差解消や 手すりの設置は住宅改修の対象と なるか。 本るか。 本るか。 本の手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は	段差の解消	居室から屋外に出るため、玄関	玄関にスロープを設置する(床
た、スロープから先の道路までの さして、通路の設置も通路面の材		ではなく、掃出し窓にスロープを	面等の住宅に固定するもの)場合
 通路を設置する工事は対象となるか。 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。ただし、幅員は 		設置する工事は対象となるか。ま	と同様に、スロープは段差の解消
か。 となります。ただし、幅員は1. 2 m以内に限ります。		た、スロープから先の道路までの	として、通路の設置も通路面の材
玄関から道路までの段差解消や 対象となります。 対象となる工事の種類は、通路 するか。 への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装へ の変更等です。ただし、幅員は		通路を設置する工事は対象となる	料の変更として、住宅改修の対象
玄関から道路までの段差解消や 手すりの設置は住宅改修の対象と なるか。 対象となる工事の種類は、通路 への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装へ の変更等です。ただし、幅員は		か。	となります。ただし、幅員は1.
手すりの設置は住宅改修の対象と なるか。 対象となる工事の種類は、通路 への手すりの設置、通路へのスロ ープの設置、コンクリート舗装へ の変更等です。ただし、幅員は			2m以内に限ります。
なるか。		玄関から道路までの段差解消や	対象となります。
ープの設置、コンクリート舗装へ の変更等です。ただし、幅員は		手すりの設置は住宅改修の対象と	対象となる工事の種類は、通路
の変更等です。ただし、幅員は		なるか。	への手すりの設置、通路へのスロ
			ープの設置、コンクリート舗装へ
1. 2m以内に限ります。			の変更等です。ただし、幅員は
			1. 2m以内に限ります。

玄関から道路までの通路の階段 の段差を緩やかにする工事は住宅 改修の支給対象となるか。 玄関の上がり框への式台の設置 等と同様に、段差の解消として支 給対象となります。

高齢者が自立して入浴または介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも、住宅改修の対象となるか。

浴槽の縁も、玄関の上がり框と 同様、「段差」に含まれるものと して考えられるため、対象となり ます。

床の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある 床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消 に必要な費用として住宅改修の対 象となるか。 スロープを設置するために、床 を解体・撤去する費用は、床の段 差解消に必要な費用として住宅改 修の対象となります。

上がり框の段差の緩和のため、 式台を設置したり、上がり框の段 差を2段にしたりする工事は住宅 改修の対象となるか。 式台については、ねじ止め等取り付け工事により固定されているものは床段差の解消として住宅改修の対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。

また、上がり框を2段にする工 事も段差の解消として住宅改修の 対象となります。

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げまたはすのこの設置(住宅改修に係るものに限る。)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うことが可能か。

①から③いずれの場合も介護保 険の住宅改修の対象となります。

①水栓の蛇口の下に洗面器が入 らなくなった。この場合の水栓の 蛇口の位置の変更

②浴室床が上がったために、相

対的に浴槽の床と高低差が増え、 浴槽への出入りが困難かつ危険に なった場合の浴槽をかさ上げする などの工事。

③上記②の場合、技術的に浴槽 のかさ上げが困難な場合、浴槽の 改修または取り替えの工事。

床段差を解消するため、浴室用 にすのこを制作し、設置する場合 は住宅改修の対象となるか。 浴室内すのこは、特定福祉用具 の入浴補助用具の浴室内すのこ

(浴室内に置いて浴室の床の段差 の解消ができるものに限る)に該 当するものと考えられるので、住 宅改修ではなく福祉用具購入の対 象となります。

ただし、既製品の加工または特 注のすのこを作成し、ねじ止め等 取り付け工事により固定する場合 は、住宅改修の対象となります。

昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、動力によらず、手動の場合は支給の対象となるか。

昇降機・リフト・段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の対象となりません。

また、手動であっても、これらの設置工事は住宅改修の対象外となります。

しかし、稼動式、固定式、据置 式のリフトについては、移動用リ フトとして福祉用具貸与の対象と なります。 現在入院中の要介護者が帰宅するに当たり、店舗付き3階建て住宅(各階約10坪)の1階部分の従来店舗として使用していた土間部分(約5坪)に床を張って居室とする住宅改造を計画している。身体の状況から2~3階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、床段差の解消として認めることができるか。

この場合、床段差の解消に該当するとと考えます。

滑りの防止及び 移動の円滑化等 の床または通路 面の材料の変更 滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段に滑り止めのゴム等を付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

いずれも床材の変更として住宅 改修の支給対象となります。

なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もありますので、工事に当たっては十分に注意が必要です。

ただし、カーペットを置くだけ であれば、住宅改修の対象とはな りません。

通路面について、滑り防止を図るための舗装剤への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。

いずれも、通路面の床材の変更 として住宅改修の支給対象となり ます。

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となるのか。

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となります。

滑り止め機能を有するマットを 浴室内に敷くこと(床面への接着 はしない)も住宅解消の対象とな るのか。それとも入浴補助用具と して福祉用具購入費の支給対象と なるのか。

マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象とはなりません。

また、福祉用具の購入の対象に もなりません。

廊下の床の取り替えについて 老朽化や物理的・化学的な摩 は、「滑りの防止または移動の円 耗、消耗を理由とする工事は、床 滑化等のための床または通路面の の修繕・補修工事にあたるため、 材料の変更」となっているが、車 住宅改修の対象となりません。 いすの通行により痛んだ廊下の床 材を取り替えることについても、 「移動の円滑化」として住宅改修 の対象となるか。 引き戸等への扉 扉そのものは取り替えないが、 扉そのものを取替えない場合で の取り替え 右開きの戸を左開きに変更する工 あっても、要介護者の身体の状況 事は住宅改修の対象となるか。 にあわせて性能が変われば、扉の 取替えとして住宅改修の対象とな ります。具体的には、右開きの扉 を左開きに変更する場合、ドアノ ブ式をレバー式に変更する場合、 戸車を設置する場合等が考えられ ます。 扉の開閉が困難であるため、既 利用者の身体状況と、カーテン 存の扉をカーテンに取り替えたい に交換した場合の状況(居室等の プライバシー、室温、耐久性等) が、住宅改修の対象となるか。ま た、その際、扉枠の撤去とカーテ を考慮したうえでの取替えであれ ンレールの取り付けも工事につい ば、住宅改修の対象となりま。ま ても、住宅改修の対象となるか。 た、扉枠の撤去とカーテンレール の取り付け工事についても、交換 に伴う付帯工事として対象となり ます。 要介護者、要支援者の身体状況 車椅子利用者が浴室の扉を一人 で閉められないために、扉の幅を に基づいた理由による住宅改修な 広げ、位置をずらすことは住宅改 らば可能です。 修の対象としていいか。引き戸か ら引き戸への変更あった場合でも 可能なのか。 門扉の取り替えは、住宅改修の 引き戸以外の門扉を引き戸へ改

修する場合は、扉の取替えとして

支給対象となります。

支給対象となるか。

既存の引き戸が重く開閉が容易	既存の引き戸が重く、開閉が容
でないため、戸車の取付や引き戸	易でないという理由があれば支給
を取り替える場合は住宅改修の支	対象となります。
給対象となるか。	ただし、既存の引き戸が古くな
	ったため、新しいものに取り替え
	るという理由であれば、支給対象
	とはなりません。
雨戸を取り替える工事について	住宅改修の扉の取り替えは、扉
は住宅改修の対象となるか。	を取り替えることにより住宅改修
	の扉の取り替えは、扉を取り替え
	ることにより移動の円滑化をはか
	ることを目的としていると考えら
	れることから、被保険者の庭等へ
	の出入りがなく、単に雨戸を開け
	閉めするだけということであれ
	ば、住宅改修の対象とはなりませ
	ん。庭へ出入りするために、雨戸
	を開け閉めする必要があるのであ
	れば、支給の対象となります。
車いすへの移動を容易にするた	撤去のみで新たに扉を設置しな
めに、既存の扉を撤去したいが、	い場合は、扉の取替えにあたらな
住宅改修の対象となるか。	いため、対象となりません。
防犯上の理由から雨戸をアルミ	扉の取替えは、扉を取り替える
製に交換したいが、住宅改修の対	ことにより移動の円滑化をはかる
象となるか。	ことを目的としているので、安全
	上の理由からのみでは交換はでき
	ません。
要介護者の移動距離を短くして	既存の扉が無いので、支給はで
自立を保つために、部屋の壁を壊	きません。
し新たに扉を設置する場合、住宅	
改修「引き戸等への扉の取替え」	
の対象となりますか。	

洋式便器等への 便器の取り替え リウマチ等で膝が十分に曲がら なかったり、便座から立ち上がる のがきつい場合等に、既存の洋式 便器の便座の高さを高くしたい場 合、

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に 取り替える場合、
- ③補高便座を用いて座面の高さ を高くする場合は、便器の取り替 えとして住宅改修の支給対象とな るか。

①は、住宅改修の対象となります。

②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、支給対象とはなりませんが、質問のように当該要介護者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の対象となります。

③は、住宅改修ではなく、腰掛 便座(洋式便器の上に置いて高さ を補うもの)として福祉用具購入 の対象となります。

既存の洋式便器の便座を、暖房 便座や洗浄機能等が付加された便 座に取り替える場合、住宅改修の 支給対象となるか。 介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は住宅改修の支給対象外となります。

現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、住宅改修の支給対象となるか。

和式便器のトイレを取り壊し、 別の場所に洋式トイレを設置する 場合は、和式便器を洋式便器に取 替えたこととなるため、便器につ いてのみ住宅改修の対象となりま す。

しかし既存の和式便器のトイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えにあたらないため、住宅改修の対象となりません。

身体に麻痺があることから、現 状の洋式便器の便座に座れないの 障害等に対応するように、現に 使用している洋式便器の向きを変 える工事も住宅改修の対象となり で、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となるのか。

ます。また当該工事のために、トイレ内部の中扉を撤去する必要がある場合は、この中扉の撤去費用についても住宅改修の対象となります。

和式便器から暖房便座や洗浄機 能等が付加された洋式便座への取 り替えは、住宅改修の支給対象と なるか。 商品として暖房便座や洗浄便座 一体型の洋式便器が一般的に供給 されていることを考慮すれば、

「洋式便器への便器の取替え」工事を行う際に、暖房便座や洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。

また、この場合、暖房便座や洗 浄便座一体型の便器への取替え は、あくまでも便器の交換工事を 認めたものであり、暖房・洗浄機 能の電源を確保するための電気工 事は付帯工事として対象となりま せん。

便器の交換に伴う給排水設備工 事は「水洗化に係るもの」を除い て認められることになっている が、どの程度の工事が、対象とな るのか。 非水洗の和式便器から水洗式の 洋式便器に交換する場合には、便 器本体工事と共に水洗化の工事が 行われるが、このような場合、水 洗化の工事は対象から除外する。

「便器の交換」に付帯する給排水 設備工事として想定しているの は、すでに水洗式になっている和 式便器を洋式便器に交換する場合 に、配水管の長さや位置を変える 工事である。

和式便器の上に置いて腰掛け式 に変換するものは住宅改修に該当 するのか。 住宅改修の対象とはなりませんが、腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。(一部の機種では、固定することが可

		能な物もあり、固定できるものは
		住宅改修に該当します。)
	筋萎縮性側索硬化症の方が、病	障害等に対応するために、現に
	状が進行し、水を流すところまで	使用している洋式便器の機能を変
	手を上げられなくなったため、現	える必要がある場合は、住宅改修
	在使用している洋式便器ごと取り	の対象となります。
	替え、足で水を流せるタイプの洋	
	式便器に取りかえるのは、住宅改	
	修の対象にはなるでしょうか。	
	既存の和式トイレを改修するの	住宅改修の対象とはなりませ
	ではなく、居室の隣室を改造して	ん。
	洋式トイレを新たに設置し、既存	
	のトイレは、家族がそのまま使用	
	することとなります。	
	和式便器から洋式便器に改修す	仮設トイレの設置費用は給付対
	る際、工期が3日かかるため仮設	象となりません。
	トイレを設置した場合、仮設トイ	
	レの設置に係る費用は、支給対象	
	となるか。	
廊下に設置され	車いすでの移動を円滑にするた	住宅改修の項目にはないため、
ている洗面台の	め、廊下に設置されていた洗面台	住宅改修の対象にはなりません。
移動に係る費用	を別の場所に移動する工事は介護	
について	保険の住宅改修の対象か。	

8. 参考文献

- (1) 介護保険法
- (2) 介護保険法施行規則
- (3) 韮崎市介護保険住宅改修費受領委任払制度実施要綱
- (4) 韮崎市介護保険住宅改修費支給支援事業実施要綱
- (5) 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修等の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年3月31日号外厚生省告示第95号)
- (6) 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額 (平成12年2月10日号外厚生省告示第35号)
- (7) 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項 の規定により算定する額

(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 39 号)

(8) 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の 種目

(平成11年3月31日 厚生省告示第93号)

- (9) 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類 (平成 11 年 3 月 31 日 厚生省告示第 95 号)
- (10) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日 老企第34号)
- (11) 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について (平成12年3月8日 老企第42号)
- (12) 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について

(平成 21 年 4 月 10 日 老振発第 0410001 号)

- (13) 介護サービス関係 Q&A(厚生労働省ホームページより)
- (14) 「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅費の支給について」の一部改正について (平成30年7月13日 老高発0713第1号)